

平成26年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成26年12月8日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利		8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範		10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄		12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代		14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世		16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英		18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹		20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦		22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	管 理 政 改 課 推 進	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会 農事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 七 巳

○議長（高橋利彦） 通告順により、林七巳議員、ご登壇願います。

（14番 林 七巳 登壇）

○14番（林 七巳） おはようございます。

議席番号14番、一般質問いたします。

久々の一般質問ですので、何か足ががたがた言っているところではありますが、その点、ご容赦願いたいと思います。

今この議場の外では、国会議員の選挙の最中です。1年前は、自分たちもその選挙の最中でした。国の選挙は、これからの日本を左右する大事な選挙です。また、今の旭市も大事な時です。新市庁舎の問題、中央病院の独立行政法人と数々の大事な案件がたくさんあります。

それでは、質問いたします。

第1に新庁舎建設について4項目、中央病院について3項目、庁舎の分煙について3項目、PCBについて4項目質問いたします。

1項目めの候補地の一つで、パブリックコメントで最有力地となっている文化の杜公園について、その建設目的と完了年月日は。

2 項目めです。庁舎を建設した場合の公園に係る補助金の返還額。

3 項目め、用途変更の手続きに必要な期間は。

4 項目め、建設開始の予定年度はどのようになっているのか質問いたします。

次に、中央病院について質問いたします。

中央病院のこの独立法人化につきましては、私は反対の意味で質問するわけではありません。いまだ、まだ自分が勉強途中ということで質問させていただきます。

それでは 1 項目め、有料駐車場北側の市道について質問いたします。

2 項目め、独立行政法人化について質問いたします。

3 項目め、市民の理解が必要なため、市民アンケートの予定について質問いたします。

それから、庁舎の分煙について、1 項目め、庁舎内禁煙について。

2 項目め、勤務時間について。

3 項目め、喫煙室について伺いいたします。

大きな 4 番目の P C B について、1 項目め、現在どのくらいこの市にあるのか。

2 項目め、校舎・病院解体時にどのくらいあったのか。

3 番目、保管場所はどこにあるのか。

4 項目め、処理は今後どうするのかをお尋ねいたします。

以上で 4 項目質問いたします。あとは議席で再質問しますので、簡潔によろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

議員の皆さん方には大変ご苦勞さまでございます。

それでは、林七巳議員の質問に、私のほうから 2 項目めの中央病院についてということで、その（２）、独立行政法人についてということでお答えをしたいと思います。

議会冒頭の政務報告でも申し上げましたとおり、昨年 5 月の旭中央病院検討委員会の報告を受けながら、これまでに議会をはじめ地区懇談会や各種団体の皆様、また、病院職員へ説明を行うとともに、地方独立行政法人についてさまざまな角度から検討してまいりました。

一方、中央病院においては直近の医療情勢を踏まえ、病院完結型医療から地域完結型医療への転換にも取り組んでいるところであります。しかし、地方における医師、看護師の確保

はますます困難となっており、自治体病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、将来にわたって安定した病院経営を行うためには、より一層の柔軟かつ迅速な経営が必要であると考え、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと考えているところであります。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、林七巳議員の４項目中、３項目、１と３と４についてお答えいたします。

まず、１項目め、新庁舎建設について、一つとして文化の杜公園建設目的と完了年月日はいつかというご質問に対してお答えいたします。

建設目的としまして、平成13年３月30日付で都市計画決定を受けました。その後、平成13年７月24日付で事業認可を取得し、都市公園事業として事業が開始されました。

その中で、文化の拠点としての整備を行うとともに、都市防災に資する公園を建設目的としております。また、平成18年度に実施された旭文化の杜公園基本設計では、一つとして、東総文化会館と県立図書館を中心として、人々が積極的に参加し、親子で楽しむことができ学ぶことができる空間的役割を果たすこと。

二つ目として、自然とのふれあい、イベントの開催など多目的に利用できるオープンスペースに、災害時の広域避難地や救援物資の集積・配布などの防災機能を持たせることとしております。完成年月日は、平成24年３月末日工事が完成し、平成24年４月１日から公園の供用開始をしております。

二つ目として、補助金の返還額はどういうご質問ですが、新庁舎を文化の杜公園に建設すると仮定した場合、公園区域の一部を除外する必要があります。除外した分についての国庫補助金、まちづくり交付金です、その返還が想定されるため、現在県や国と相談中でございます。

三つ目として、用途変更の手続きに必要な期間はということですが、用途変更の手続きについては、旭市都市計画審議会での審査が必要となります。現在、文化の杜公園に決定した場合を考え、県との事前協議が完了してからおおむね６か月を想定しております。

４番目として、建設開始の予定年度はどういうことですが、建設位置が決定された後、庁舎建設基本設計及び設計業務等を行い、その後工事着工する予定でございます。

次に、３項目めの庁舎の分煙についての中の２番目ですが、勤務時間についてのご質問にお答えいたします。

職員の勤務時間については、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第２条において、

勤務時間の割り振りとして、午前8時30分から午後5時15分とされております。また、休憩時間については、同規則第5条で、午後零時から午後1時までと定められております。

最後に4項目めのPCBについてお答えいたします。

まず一つ目ですが、現在どのくらいあるのかということにお答えいたします。

平成18年に市内の全ての施設を対象に、使用している変圧器等にPCBが含まれているか調査を実施し、PCBを含む機器等を把握しております。現在使用が終了し保管されている機器が14機ございます。使用中の機器が7機ございます。

次に2番目ですが、校舎解体時にどのくらいあったのかというご質問ですが、既に解体した第3給食センターでは、PCBを含んだ変圧器が2機使用されており、解体した際に海上支所へ移動し、現在も保管しております。

そのほか、旧海上中学校を解体した際に使用を終了した変圧器1機、豊畑小学校のキュービクルを更新した際に使用を終了した変圧器1機をいずれも海上支所へ移動しております。

三つ目として、保管場所はどこかということですが、現在保管している変圧器等大型のPCB廃棄物については、本庁舎、海上支所、飯岡支所、農村環境改善センターにおいて保管しております。使用済みの蛍光灯安定器については、本庁舎、飯岡保健センター、いいおかユートピアセンターにおいて保管しております。

四つ目として、処理は今後どうするのかというご質問ですが、PCB廃棄物の保管、処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等において、処理期限、保管状況の報告、廃棄物の移動、処分等を行った際の届け出義務等が厳格に定められております。

本市における状況としては、PCBの濃度の高い廃棄物については、処分を行えるのは環境省が所管する日本環境安全事業株式会社のみとなっており、本市で該当する機器は使用中の機器を含め3機ございます。既に処分の登録申請は済ませており、処分の順番を待っている状況でございます。順番が回ってまいりましたら速やかに処分する予定でございます。濃度の低いPCB廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4に規定する無害化処理施設として認定を受けた施設でなければ処分を行えないこととなっております。今年度に既に県内の認定法人と契約を締結し、年度内に12機の処分を予定しております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、2項目めの中央病院についてのうち1番の有料駐車場

北側の市道にお答え申し上げます。

本路線は、県道銚子旭線から中央病院へ向かうコンビニエンスストアのある交差点を起点とし、中央病院有料駐車場の北側を經由して中央病院アクセス道へ連絡する市道 1-042号線でございます。有料駐車場北側の約170メートル区間の道路は、舗装幅員が約3.6メートルから4メートルで、道路南側には約1.2メートル幅で農業用水と道路排水が並行しております。このふた付きの水路と舗装面とでは約10センチの高低差があるため、車両のすれ違いに不便を来しております。車両の円滑なすれ違いのためには道路の拡幅が必要ですが、道路両側の病院駐車場の形態を勘案すると、拡幅は困難だと思われます。

対策の一つとしましては、一方通行の規制につきましては警察の所管となりますが、規制することにより病院内に迂回路を求める車両が増加し、玄関前が混雑して危険である等の弊害も懸念されます。一部の場所で路肩に駐車している車両が通行を妨げている様子も見受けられますが、駐車禁止の規制につきましても警察の所管となります。

いずれにいたしましても、対策につきましては中央病院と警察を含め検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 2番目の中央病院についてのうちの（3）市民アンケートにつきまして予定はあるかということのご回答をさせていただきます。

去る8月25日の全員協議会におきまして申し上げましたが、市民の皆様には昨年の地区懇談会や各種団体説明会におきまして、旭中央病院検討委員会から提出されました報告書の内容について説明させていただきました。その際、全体といたしましては賛成の意見の方が多く、特に各種団体の説明会では、多くの方から賛成の意見がありました。今後は、広報や地区懇談会を通じまして、独法化の進捗状況を市民の皆様にお知らせする予定であります。そのため、アンケートにつきましては今現在考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、3番目の庁舎の分煙についての1番、庁舎内禁煙について、それから4番目の質問のPCBについてお答えさせていただきます。

まず、庁舎内の禁煙につきましては、当院はがん診療連携拠点病院の指定を受けておりますことから、敷地内を全面禁煙としております。また、全面禁煙は平成19年4月1日から実施しております。

次に、P C Bのご質問ですけれども、（２）の校舎・病院解体時にどのくらいあったのかということですが、平成24年・25年に解体工事を実施した際に、P C Bが含まれる疑いのある機器等につきまして試験検査を実施した結果「P C B廃棄物の処理目標基準を下回り、P C B廃棄物に該当しない」と報告書が提出されております。

この結果に基づきまして、解体工事の際のトランス等につきましては、産業廃棄物として処分いたしました。その解体工事とは別に、平成24年度に行いました改修工事の際、当院汚水処理場の変電所のトランス類の廃棄処分等についても同様に検査を実施した結果、こちらは「P C B処理目標基準を上回り、P C B廃棄物に該当する」という報告書が提出されました。現在、高圧トランス３台を敷地内に保管してございます。この処分でございますけれども、本年度中に業者に処分を委託することとしております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、三つ目、庁舎の分煙についてのうち庁舎内禁煙についてと喫煙室についてにお答えいたします。

現在、庁舎内の禁煙につきましては、旭市庁舎管理規則に基づきまして、指定場所以外での喫煙を禁止しております。

庁舎の禁煙の経過でございますが、平成15年11月１日から喫煙場所を指定して分煙といたしました。続いて、平成22年４月からは建物内を原則禁煙といたしました。

次に喫煙室、喫煙場所についてですが、健康増進法に基づく受動喫煙防止の観点から屋外に設置しており、本庁舎でいうと北側トイレ脇ということになります。たばこの煙が非喫煙者へ流れ出る危険性がない場所を考慮するとその場所が適当だというふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） それでは、１項目目のパブリックコメントとありますが、この前のあれでは、全ての合併した時の町、市、均一ではなかったように聞きましたが、どうしてそのような偏った人選をしたのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） パブリックコメントとは、市の重要な施策を決定していただくために市民の意見を伺う方法の一つでございます。パブリックコメントで人を特定して調査することとはしてございません。

また、市では新庁舎の建設に際し、新庁舎に関する事項について幅広い見地から意見を求めることを目的に、旭市新庁舎建設市民会議を設置しております。また、庁舎の中にも課長さん方を対象に、新庁舎建設検討委員会を設置してございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） では、次の質問をいたします。

次というより2回目ですが、私たち議員になった時には、あの公園は最初、東京都の江戸川区と協定を結んで防災公園とするという説明がありましたが、それはいつそれでなくなったのかお聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 最初の答弁でも申し上げましたけれども、平成18年に実施された旭文化の杜公園基本設計では、一つとして東総文化会館と県立図書館を中心として、人々が積極的に参加し、親子で楽しむことができ、学ぶことができる空間的役割を果たすこと、二つ目として、自然とのふれあい、イベントの開催など多目的に利用できるオープンスペース、災害時の広域避難地、それから救援物資等の集積・配布などの防災機能を持たせることとしております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） じゃ、答弁漏れもありますので、再答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 江戸川区のことに関しては、過去に協定を結んだり、そういうことは記憶にございませんので、それに似たようなというのは、ちょっと私は存じておりません。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） たしか3期生以上の方は、前の伊藤市長のときにそのようなことを聞いたと思います。

それでは、完了してまだわずかの年月にもかかわらず、どうしてこの市庁舎と変わるのか、行政の一貫性がないように思われますが、その点はどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 市内からお願いしてございます市民会議においても、文化の杜公園が最適だという結論もいただいております。

それと、どうして文化の杜公園を完成してからというご質問ですけれども、新庁舎建設基本構想の中で四つの箇所が昨年指定されました。それに伴って、旭市民会議、それから庁舎建設検討委員会、パブリックコメント、そういうもので文化の杜公園が適当であるというご意見をいただいております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 補助金を返還してまでどうしてそこにしなければならないのか、ほかの所は考えになかったのか、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 文化の杜公園を仮定した場合、まちづくり交付金の返還が必要になります。しかし、基本構想の中で4か所指定されておりますので、そのほかについても用地の取得と考えられます。そういうことで、補助金返還、用地取得、どの場所に行ってもお金の支出は伴うものでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） まだ決定されていないのに、どうして事前協議でしているということは、ちょっと暴走し過ぎてはいないでしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 確定していないのというご質問ですが、事務局としましては、確定してから動いていたでは時間がかかります。そういうことで、新庁舎建設市民会議の中で、新庁舎の位置の提言、要するに出された内容ですが、市民会議において議論した結果、都市計画の変更手続きや公園整備に関して受けた補助金の一部返納、起債の一部繰り上げ償還といった課題はあるものの、市の中心部にあり、市民の利便性も高い点、現公園施設が県の広域防災拠点及び市の広域避難場所として位置付けており、防災機能も備わっていることから、庁舎が建設されることで防災拠点としての機能が高まり、公園機能もより向上する点を総合

的に判断し、市民会議の方向性として、新庁舎の建設位置は旭文化の杜公園とすることが望ましいとの結論となりましたので提言いたしますということを受けまして、国・県と事務局としては協議を進めております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） そうすると、もう決定したと同じような状況ではないですか。もう協議しているということは、ほかの所はどこも協議したり買収したり、そういうことをしていないということですから、そこをもう県・国と協議しているということは、既に決定しているようなお答えにとれますけれども、皆さん、どう聞いたか分かりませんが、私にはそのようにとれました。

それでは、この公園にした場合、職員の駐車場は確保できるんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 林議員、文化の杜公園で決定ということで、駐車場の件も聞いてきているのでしょうか。事務局としては、職員の駐車場は現南側にある、そういうものを活用していきたいなと内部では思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） そうすると、今度3番目になるのかな。

そうしますと、わざわざ公園にする必要はないじゃないですか。だって、年間1,000万円もの税金を投入し、職員の駐車場を借りているわけですよ。それなのにまだそこへ公園に建てても、それだけの10年で1億円ですよ。そういう見通しのない建設は、市民の皆さんから理解が得られないと思いますが、その点のご意見をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今、林議員の質問の中で、文化の杜公園、それから図書館の先の公園、いろいろこれも考えていかなければならないと思います。ただ、現在借用している駐車場も一応案の中にはございますということで、現在の検討の一つになっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） ぜひ、今度そういうすばらしい庁舎を建てるのであれば、ある程度今問題になっているところを解決できるような場所に、自分はしてほしいと要望して、この項は終わりにいたします。

それでは、4番の仮というか、その場所でなくても建設予定の年月日はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 現段階では、平成28年度中の着工、竣工時期については、今のところ29年度末を想定しております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 今この建設単価が高騰している中、なぜそんなに急がなければならないのか。住民のため、市民のためなら、高い税金を低く抑えて先送りしたほうが市民のためになるのではないかと思います。その点をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 事業費の高騰から計画の凍結や先送りをすべきではないかというご質問ですが、ご案内のとおり既にこの庁舎は築50年以上経過しております。耐震性も不足しております。建物の耐力指標であるI s値は、鉄筋コンクリート造りの建物の基準がI s値0.6以上とされております。国の施設においてはさらに厳しく、この基準数値の1.5倍のI s値0.9とされていて、地方公共団体においてもこの基準を満たすことが望ましいとされております。

そういった中で、本庁舎の耐震性能はI s値、この受け付けの上、0.26という状況であります。今後、先の震災のような地震が起きた際、倒壊の危険があることから、その災害が起きた時間によっては、市民も職員も巻き込まれます。そういうことから、早急な建て替えを行ってまいりたいと考えております。

それとまた、以前から何回も申しておりますが、合併して9年になります。市内各所に分散している行政機能についても、市民の利便性や今後の維持費等を鑑みたとき、早目に一つの庁舎として機能を集約することが肝要であるとの判断から、今後も事業を進めてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 幾らこういうふうには市民のためと言っても、頭の中はやるに決まっているあれですから、でも4年前に、皆さんご承知のと通りのベニヤ板ですか、コンパネという板が950円くらいで買っていたんです。それが今1,500円しています。3割強が上がっているわけです。そこでどうして、やるなではないですよ、今強行しなければならないかというところで、答えは地震のあれが弱いとか、職員が地震で倒れて死んだらしょうがない、そういう所は日本中どこにでもあると思いますよ。それを私はやらないじゃなくて、少しでも市民のために、高い税金を払っているんですから、3割上がったら、今貯金積んであるのゼロですよ。

それで、総務課長はコンクリートだけ50億円かかりますと言っているわけです。そうすると、あとの施設やったら、前の総務課長が言ったように80億円、100億円とかかりますよ。それを市民は望んでいますか。市民は税金を少しでも安くしてくださいというのが、私の耳に入っている声です。もうこれ答えはいりません、言ったって同じことですから。

それでは、次の質問に入ります。中央病院です。

有料駐車場の北側の道路が狭い……

（発言する人あり）

○14番（林 七巳） 答弁はいらないと言ったでしょう。言ったって同じことですから。

だから、今この中央病院の駐車場に入りましたけれども、市としては1級市道をどうしてこのような段差のあるようなことにしてあるのか。本当にあれすれ違うことができないんです、待っていなければ。この解決はする気があるのかないのか、それをお聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 最初の回答でも申し上げましたが、現在、市道の南側については中央病院が所有しております。それと、北側につきましては借地ということでお伺いしております。それと東の角ですが、こちらは民間の食堂ですか、そちらも建っておりますので、現在拡張するという部分では、これは病院の担当ともちょっと協議をさせていただきました。ちょっと厳しいのかなと、それと、道路を広げたとしまして、当然ながら病院のほうの駐車場が今度は利用形態が悪くなるという部分がございます。そのようなことから、ちょっとす

ぐにの拡幅というものは難しいというふうに認識しております。

それと、1級の認定でございますが、これにつきましては、中央病院アクセス道ができてから、1本のルートとしまして、中央病院の北側の進入路から東までの間を認定してございます。こういう経緯でございます。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） あの辺は都市計画地域でしょう。それなのにどうしてああいう狭い道で、また病院のほうからはその不便性を市のほうにお願いした経過はありますか、病院のほうにお聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院側から、市道についての協議を行ったことはないというふうに伺っております。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） それでは、今度は独立行政法人化について伺いいたします。

私は、この独立法人化について質問するに当たって、反対だから質問するわけではありません。これだけは申しておきます。

この間の議案質疑で、1期生の議員から、どうして100万円の補正予算を組んだのか質問がたしかあったと思います。1期生はまだ2回か3回、多くとも3回くらいの勉強しかしていないわけですよ。自分たちだって五、六回、それも2時間くらいのあれしかしていない。その中で、市長はどのように考えていますか、伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたとおり、この独法化の議論が始まってから2年半余り、結論が検討委員会から出まして1年半以上過ぎました。そんな中で議員の皆さん方、365日1年あるわけでありますので、その中で集まっての勉強会は五、六回だと思いますけれども、独立行政法人がいいのか悪いのか、各議員の皆さん方、それぞれの期間、十分考える、検討する時間はあったと思います。

そういったことの中で、2年半を過ぎて検討委員会の方向性が出てから結論を出せないというのは、行政としてすごく怠慢といいましょうか、そういったことにつながるし、そのことよりも、やはり今の時期が、体力がある時期に独立行政法人にしていっていったほうがいいとい

う結論に達したわけでありまして、これは病院とも何回も議論してきたわけでもありますので、今ここではっきりと独立行政法人のほうへ進んでいきたいと、そういう思いで施政方針といひましようか、政務報告をさせていただいたところでもありますので、これから一つ一つの問題点、たくさんあります、独立行政法人化にするためには。その問題一つ一つをクリアするために、アドバイザーでなくて、コンサルという形で一つ一つ、行政として、設置者としての立場、そういったものを相談するコンサルにとりあえず来年3月、今年度いっぱい予算として100万円を計上したところでもありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 確かに補正予算100万円、請求していますが、ということは、自分たちは補正予算を組んでまでコンサルタントや、そういう勉強をしようと。じゃ、議員は政務、昔は調査費といいましたが、それで勉強しろということですが、それを誰がリーダーとして、ましてやこの市は議員のグループがありませんので、やはり議会にもそういった勉強のあれを与える。ただ自分たちだけ分からないから予算請求して付ける、これはちょっと、議員は今まで2年6か月ですか、何か月か期間があったんだから、勉強して当然のことだというような市長の答弁ですけれども、じゃ、市のほうはそれよりも早く分かっているわけですから、自分らもそういう勉強をしたらよかったじゃないですか、わざわざ100万円の補正予算を付け、当初予算にないものを付けてやっているなら、自分らが分からなかったから予算を付けて、私はそのように感じましたが……

（発言する人あり）

○14番（林 七巳） だから、それを指摘しているわけで、議会にもそのようなあれをやってほしいということです。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 行政のほうで勉強して、これからそういった独法化について決めていくということではなくて、市長が今政務報告をしましたように、独法化のほうへ進んでいきたいと意思表示したわけでもあります。そのためにクリアしなければ、病院と行政の中で、役所の中でクリアしなければならない問題がたくさんあります。設置者の立場ということもありますし、そういった部分をコンサルに、これからクリアするためのいろいろアドバイスをしてもらおうということでもありますので、勉強ということがそれぞれここにいる執行部の皆さん方もそれぞれしていると思います。一人一人はしていると思います。改めて行政と病院で独

法化にするための事務手続きや、クリアしなければならない問題、そういったものをアドバイスしていただくということで予算をしたわけでありますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 市長、そんなに興奮しないで、ただ私の言いたいのは、議会にもそういう、市のほうで独法の分かる先生とか、そういうので説明をしていただきたいという、確かに文教福祉ですか、委員会では確に行ったりしていますけれども、ほかの議員は、そんなにまだ回数も少ないし、ほかの独法の病院もかなり見に行ったことも少ないと思いますので、それをただ言っただけなんですけれども、私は最初から言ったとおり反対じゃありませんよ。ただ、その理解するのに時間のかかる人、それから遅い人、やはりいますから、その点を考慮してほしいと言っただけなんですけれども、じゃ、次の質問に入ります。

市民アンケートですが、執行部はしないと、そういう答えでしたが、確かにこの開設以来黒字で、本当に病院の先生方にはご苦労さまですが、ただこれ、まだみんな理解していない中で22名で決めていいのか、それにはやはりそういう勉強会ないし時間を少しでも、時間がなければそういう勉強会をもっと開いてほしいというのが自分の考えでありまして、その点をお聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほどもお答えしましたが、これから、例えば独法の進捗状況に応じて一つ一つ決めていくということがありますので、1回にすぽっと決定をしてという行為ではございません。

ですから、その進捗状況に応じた市民の方々には説明していきたい、これは広報、それからホームページ等で説明するし、また、次年度においても地区懇談会等ありますので、そういう時に丁寧な説明をしてご理解をしていただきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） ぜひとも市民に分かるような説明、それで議員は個々に判断して賛成するわけですから、ぜひとも周知徹底をしていただきたいと思います。

これで病院のほうは終わりにいたします。

それでは、庁舎の分煙についてお伺いいたします。

いつごろ市長から文書で禁煙というのが出たのか、言葉で出たのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、最初、喫煙場所の指定につきましては、15年10月3日付で総務課長から通知が出ております。庁舎及び市の施設を別紙のとおり禁煙といたしますので、課員に周知をお願いしますという文書の中で、11月1日から指定された喫煙場所ということで、当時は本庁舎につきましては西側階段の踊り場、それから1階の北側の風よけ室、3階のロビー、職員休憩室ということで指定しております。

続きまして、平成22年4月1日付でやはり総務課長から各課宛てということで、受動喫煙の防止についてという中で、建物内を禁煙にしますということで、屋外の適当な場所に灰皿を移して、そこで吸うということになっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） この質問をすれば言ったら、議長からこういう文書をいただき、禁煙は、旧ドイツ、ナチスが禁煙法を制定したと、お前、よく勉強しろと、恥かくよということでした。確かに皆さん、たばこを吸う権利はあるわけですよ。ですけれども、2階にもトイレがあるのにわざわざ下のトイレまで行ってたばこを吸いに行く、それを議長が見て、格好悪いから外から見えないようにしろということで、すぐに何かつい立てを作ったとか何とかというお話がありますけれども、確かに高校生、中学生じゃあるまいし、便所でたばこを吸うなんて、ましてや高級官僚がね、いや、恥ずかしいの一途ですよ、本当に。

それから、これ1回にしますからね、勤務時間内に何度も何度もたばこを吸いに行く、それで私はこの勤務時間ということをやったんです。そうすると、たばこを吸わない人と吸う人では大変な差が出てくるわけですよ。ですから、この1と2は、これで終わりにします。これは答えはいりません。

じゃ、喫煙室について、議長は、この旭市は6億円近いたばこの税金が来ているということです。そんなにたばこの吸いたい優秀な官僚に、ぜひとも喫煙室を造っていただきたいと思います。それを質問いたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 喫煙室をぜひ造ってくれということではありますが、そのことについては造らない予定です。議員の中からは、一部では行政改革が足りない、無駄な経費を使い

過ぎるというご指摘がある中で、あと数年の庁舎に喫煙室を造るということが無駄だと私も考えておりますので、新たな庁舎の中ではそういった部屋ができるのかもしれませんが、この庁舎の中に、それこそ本庁舎のこの3階建ての建物の中に喫煙室を造るということは考えておりません。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 私は、この市庁舎の中にとは言っていないよ。議長は、前に副市長の車は無駄だと、そういう質問をしたことがあります。だって、市長車、議長車、車庫の中に置いておく必要ないでしょう、外だっていいわけですよ。あそこに豪華な職員のために喫煙室を造ってあげたら、私は、職員はどれだけ喜ぶかと思いますが、それが市民に喜ばれるか、喜ばれないかは市民の考えですけどね。だって、車は外にあったってさびないですよ、今は塗装がいいから。これは、議長、答えはいいですよ、一服して……、じゃ、また言いたくなってしまう、俺が。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 一方で先ほど、喫煙に行っている時間は無駄だから差を付けるべきだというようなお話があった中で、わざわざ遠い所へ喫煙室を造るのはいかななものかと思えますし、そういった面では、造るのであれば庁舎内だろうと思えますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） また俺が質問したくなってしまう。

休み時間にたばこを吸うことです。小便しに行ったらたばこを吸ってくれと私は言っていないよ。1時間の休み時間があるわけでしょう、そこで吸ったらどうですかと。やっぱり余計なこと言ったら、余計なこと言いたくなってしまうから、だから、これはいいです。

（発言する人あり）

○14番（林 七巳） ある、これも長いから。

○議長（高橋利彦） じゃ、続けましょう。

林七巳議員。

○14番（林 七巳） では、PCBについてお伺いいたします。

現在どのくらいあるのかというあれでお聞きしましたら、数々あるということです。

それでは、一つお伺いしますが、旧いおか荘にあったPCBの安定器ですか、これはど

こに片したのか。また、片す時に職員が片したのか、どの業者を頼んで片したのか、そのあれがあるでしょうからお願いします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） いいおか荘において使用していた機器のうち、使用を終了した変圧器が3機ございます。そのうちの1機についてはPCBが含まれるとの検査結果でございました。この廃棄物については、集約管理を行うため平成21年11月に飯岡支所へ移動し、現在まで保管しております。誰が持っていったのかについては、ちょっと私は存じておりません。以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） このPCBは移動禁止なんです。法律に触れるわけなんです。移動する場合には、そのちゃんとした許可を持った人が、ちゃんとした容器に入れて移動しなければならない、それが分からないということが行政であっていいものか、ちゃんと日報にあると思うんですが、その点をお聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員、（3）の保管場所の問題ですか。

○14番（林 七巳） いや違う、まだ1回目ですよ。

○議長（高橋利彦） ただいまの質問。

○14番（林 七巳） 1回目ですよ。

○議長（高橋利彦） PCBの問題、（3）……

○14番（林 七巳） （1）ですよ。

○議長（高橋利彦） 分かりました。

（発言する人あり）

○14番（林 七巳） 保管場所でね、保管場所は保管場所でまた違うところをやらなければならないから。しっかり項目を作っておいてあるわけですよ。

○議長（高橋利彦） じゃ、林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 林議員の移動についてのご質問ですが、移動は保管事業主本人または、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4に規定する収集運搬に関する許可を得た業者に委託し、運搬しなければならないこととされております。

いいおか荘の移動については、保管事業主本人が移動したと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） これ以上あれしてもしょうがありませんが、じゃ、次の（2）に行きます。

校舎・病院解体時ですが、昭和47年度以前の蛍光灯にもありましたが、これはどのように処理したのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 昭和47年8月以前に製造された業務用施設用蛍光灯などに用いられる安定器です。安定器の中にPCBが入っているものがあります。その安定器については保管してございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 分かりました。安定器というのはトランスなんです。

それでは、2回目の解体時のマニュアルは全て、行政ですからお持ちと思いますが、PCBのほかにも石綿ですか、アスベストね、これもあったと思うんです。この解体時に、細かいことは聞きませんが、そのマニュアルは全て業者からとってそろえてありますか、お聞きいたします。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） アスベストについては、資料もございませんし、私もちょっと存じておりませんので、失礼します。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） じゃ、これ、議長、最後にします、4番に移っていきます。

処理を間違えると、近隣の町長が命をなくした例もありますので、しっかりと専門の処理をお願いしたいと思います。

鉄は1,300度で溶けますけれども、PCBは1万度の処理熱が必要なんです。この1万度の熱はプラズマしか処理できないわけです。原爆は3万度といいますが、ぜひともこの処理を間違えないように、また、市民、子どもたちに安全な旭市を、ぜひ執行部の方々にお願いいたしまして、この質問の全てを終わりにいたします。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（高橋利彦） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、そして、この中継をご覧の方々、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

本年第4回定例会におきまして、高橋議長より一般質問の許可がございましたので、通告の順序に従いまして、大きく4項目9点の質問を、市民の命と幸せが一番との観点から質問をいたします。

おかげさまで、議員活動もはや一年になろうとしていますが、この間4回の定例会に2回、臨時議会を経験し一巡いたします。先輩議員から、議員としてのルールやマナーなどの指導を受け、この町で生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って、精いっぱい活動をしてまいりました。当議会、一番下議員といたしまして、しっかりと底上げを図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、執行部の皆様方には、4月からの消費税の増税やさらなる年金の引き下げの中、市民の生活は厳しさを増していると思われます。本市においても、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものなど、メリハリを持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、1項目め、環境対策について。

今、地球の環境は人間の生活活動に必要な原材料を提供するとともに、それによって生じ

るさまざまな不要物質や汚染物質を受け入れ、同化するという役割を果たしてきました。しかし、産業革命以降、人間の生産活動が急激なスピードで拡大した結果、排出される不要物質の量も飛躍的に増加し、また、容易には分解されない汚染物質が環境に捨てられるなど、地球の環境にもさまざまな影響があらわれるようになり、今日、地球環境問題として認識されるようになりました。

そこで、（１）不法投棄の現状と防止対策について質問いたします。本市においての産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の現状と、その防止対策についてお伺いいたします。

（２）最終処分場の状況について質問いたします。本市の最終処分場、旭市グリーンパークは、平成９年５月から容量16万8,400立米で埋め立てを開始していますが、年平均何立米埋め立てられ、現在までにどれほどの割合になっているのかお伺いいたします。

２項目め、東京ガス株式会社千葉～鹿島ラインについて。

環境への意識が高まりつつある中、環境に優しく需給安定性に優れた天然ガスの普及拡大が求められています。政府の2030年、エネルギー需給見通しの中でも、一次エネルギー供給に占める天然ガスの割合が今後さらに高まるものと想定されています。

また、地球温暖化防止のため、先進国等に対する二酸化炭素削減を定めた京都議定書が発効され、天然ガスの果たす役割は重要になってきています。本市においては、旧干潟地区の東西に東京ガス千葉～鹿島ラインの高圧ガス輸送導管が埋設されておりますが、そこで

（１）事業概要について質問いたします。建設の目的、計画、市内ガス管理設状況や構造物等についてお伺いいたします。

（２）施設等の利用計画について質問いたします。市内にある２か所の工業団地は、いずれも比較的このパイプラインから近い場所にあります。クリーンで省エネを推進する上で最も有効的な天然ガスの導入を望む声が高まっており、沿線の工業団地や一般ガス事業者へ利用可能と聞いておりますが、現在、本市として何らかの取り組みを行ってきたのか、また、これまで企業から利用等の要望があったのかお伺いいたします。

３項目め、公共事業の品質確保について。

昨今、公共工事の入札で自治体の示した予定価格内で落札する建設業者があらわれず、発注ができなくなる事例が多く見られます。これは、政府の経済対策や東日本大震災の復興事業などで工事が全体として増え、建設コストが高騰しており、全国の公共工事の入札不調が相次いでいます。

公共工事の品質確保に関する法律が平成17年４月１日に施行され、それ以降、県及び県内

市町村では建設工事等の入札及び契約制度の改善が毎年行われております。県は、平成17年度以降9年間で14回、約49項目の改善を行っています。また、この法律に関する改正強化が本年9月30日に閣議決定されました。

そこで、（１）入札・契約の制度について質問いたします。本市におけるこれまでの最低制限価格の改善状況についてお伺いいたします。

（２）入札参加資格審査の基準について質問いたします。建設工事等格上げ基準についてお伺いいたします。

４項目め、病院事業について。

今定例会初日の市長の政務報告に、旭中央病院においても平成27年夏ごろをめどに薬を院外処方へ移行することを決定した。一方、経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと、大きな事業方針が打ち出されました。当院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。第166回通常国会において成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方公共団体が経営する病院事業は、事業単体としても、また、当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層健全経営が求められています。

当院においては、議場に事業管理者、事務部長、経理課長がおりますが、今後建設的な協議、議論をするために、ぜひ旭市民の目線に立って、一致協力して病院事業に取り組んでいただきたい。

それでは、（１）人間ドックの受診状況について質問いたします。当院における受診概要と予約等の利用状況、また、本市国民健康保険被保険者や市職員の当院人間ドック受診割合と契約医療機関についてお伺いいたします。

（２）不動産等の賃貸借状況について質問いたします。旭中央病院使用地において、不動産の借地と貸付地について、面積や費用、またその使い方と契約方法をお伺いいたします。

（３）医薬品の取り扱いについて質問いたします。薬を院外処方へ移行した場合の病院事業計画の収支に与える影響についてお伺いいたします。

以上、４項目９点の質問をいたします。なお、再質問につきましては自席にて行いますが、執行部の皆様方には、中学生にも理解できるような優しい答弁をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、環境対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市においての産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の現状と、その対策についてのご質問にお答えいたします。

現在把握しております旭市内の産業廃棄物の不法投棄箇所は61か所で、全体量の推計は約41万4,000トンであります。過去5年間に旭市内で発生した産業廃棄物の不法投棄につきましては、平成22年度は5件3トン、平成23年度は3件8.2トン、平成24年度はございませんでした。平成25年度は3件8.5トンで、こちらは全て撤去済みでございます。平成26年度につきましては、11月末現在2件3トンと推移しており、大規模な不法投棄は大幅に減少しており、近年の傾向としては小規模でゲリラ的な不法投棄が残念ではありますが、後が絶えない状況であります。

次に、不法投棄の防止対策でございますが、旭市では、不法投棄の未然防止を目的に不法投棄監視員を26名、廃棄物減量化推進員を179名配置し不法投棄の監視や市への通報等を依頼するとともに、不法投棄防止パトロール業務委託により、年間206回程度市内一円の見回りなどを実施し、不法投棄の防止活動を官民一体で進めているところであります。

次に、（２）最終処分場の状況についてのご質問にお答えいたします。

現在使用しております旭市グリーンパークは、今年８月に残容量の測量を実施しております。その結果から、埋め立て容量16万8,400立方メートルのうち約10万9,200立方メートルを埋め立てし、約5万9,200立方メートル、35.2%の残容量となります。なお、これまでの年間平均の埋め立て量は、約6,300立方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、２番目の東京ガス千葉～鹿島ラインについて、最初の事業概要について申し上げます。

東京ガス株式会社からの千葉～鹿島ラインの道路占用協議等で承知している概要について申し上げます。

まず始点でございますが、千葉市でございます。終点は茨城県神栖市まで、全長79.3キロメートル、うち旭市は約9.9キロメートルでございます。

事業の着工は平成18年7月、竣工は平成24年3月でございます。

圧力ですが、7メガパスカル、こちらは70気圧ということだそうです。口径は600ミリの鋼管です。この千葉～鹿島ラインは、これまで天然ガスの供給インフラが整備されていなかった千葉県北東部地域及び茨城県東南部地域における天然ガスのさらなる普及・拡大を目指

し建設が進められたもので、沿線及び茨城県鹿島臨海工業地帯の工業用や周辺ガス事業者が天然ガスを使えるようになったものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから東京ガス千葉～鹿島ラインにつきましての２点目、施設の利用計画等につきましてご質問いただきました。ご回答申し上げます。

この施設の利用計画、これにつきましては市内の企業等から市への要望、これにつきましては担当課であります商工観光課では、昨年から今年にかけて、複数の企業からこの東京ガスの施設利用が可能であるかどうか、そういう問い合わせはいただいております。

この件につきましては、東京ガスと情報を共有しまして、東京ガスの担当者からは、市内企業が直接ガスの供給を受けること、これは可能である。ただし、本管から企業までの接続管の新設、さらには減圧施設等の設備費、これにつきましては必要であるわけですが、これらに係ります経費、これは全て供給を受ける側の負担ということで聞いております。一部、鎌数の工業団地、本管から若干、３キロ程度距離があるわけですが、一部の企業の試算では２億円から３億円、こういう金額がかかることで聞いております。

企業のエネルギーの確保としましては、天然ガスの利用は大きなメリットがあると聞いております。また、複数問い合わせいただきました企業、食品産業あるいは医療品の製造を担う企業等でございます。震災で大きな被害のあった本市におきまして、災害時に途切れのない製品の供給体制を整える必要なインフラ整備として、ご質問のガスパイプラインの活用は担当課でも重要と考えております。

ただし、しかしながら現実的な問題としまして、市内ガス事業者あるいは企業がご質問のガスを活用するには多額の経費がかかります。一企業での負担できる金額ではなくて、企業間の連携、さらには県あるいは国の支援が必要でないか、そういうふうに考えております。

また、議員のほうから、本市の取り組みということでご質問いただきました。担当課としましては、この秋に東京ガスからの情報をいただきまして、都内で東京ガスのセミナー等が開催されました。市内の企業等にも参加のご案内をしまして、担当の職員も参加させていただきまして、このクリーンなエネルギーの活用につきまして勉強を今始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 3 番目の公共事業の品質確保について、2 点お答え申し上げます。

最低制限価格は、平成17年7月の合併時に、旭市契約事務取扱規程で定められました。建築工事やこれらに類する工事及びこれらに附帯する設備工事については、予定価格の100分の80、一般土木工事、舗装工事及びその他の工事や製造では予定価格の100分の70と定めております。その後、平成25年3月21日には、解体工事等についても100分の70ということで、新たに加えたものであります。

それから、2 点目の入札参加資格審査の基準についてお答えいたします。

旭市が発注する建設工事の入札に参加しようとする者は、国または県において建設業法に基づく経営事項審査を受けなければなりません。旭市では、この審査の結果から算出された総合評定値を客観点数として、建設業者の格付けを行っております。参考までに、土木一式、建築一式における格付けは、A等級が700点以上、B等級が550点から699点、C等級が450点から549点、D等級が450点未満となっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、4 番の病院事業についての（1）人間ドックの受診状況、それから（3）医薬品の取り扱いについて答弁させていただきます。

まず、人間ドックの受診状況、当院の概要と利用状況でございますけれども、平成25年度の実績でお答えいたします。

ドックのコースは、大きく分けますと1日ドックと2日ドックに分類されております。最初に1日ドックの実績ですが、昨年度は1,702名でございました。次に、2日ドックですけれども1,368名でございました。市民の割合といたしましては、1日ドックが、旭市内の方が606名35.6%、2日ドックが、旭市内532名37.3%となっております。また、予約の状況でございますけれども、1日ドックは3月まで予約が埋まっている状況であります。それから、2日ドックに関しましては、今月末、12月末まで埋まっている状況にあります。

次に、（3）の医薬品の取り扱い、薬を院外処方へ移行した場合の病院事業会計の収支に与える影響についてというご質問でございます。

このたびの院外処方への移行につきましては、患者サービスの面や収益面などさまざまな要因を勘案した結果に基づくものでございます。患者サービスの面でございますけれども、院外処方にすることで、院外の調剤薬局でお薬をお受けいただくことになり、不便をおかけはいたしますけれども、都合のよい時間に希望する場所で薬を受領でき、待ち時間の改善が

図られると考えております。また、同じ処方の場合には若干負担が増えますけれども、後発医薬品、いわゆるジェネリック薬品への変更などができるようになり、お薬代が軽減されることも可能となり、経済的負担の軽減も図られると考えております。併せて、薬剤業務にも余裕が生じますので、入院や外来化学療法などの患者に対する指導や安全管理などの充実が図れると考えます。

また、ご質問にありました薬剤部関連の収支でございますけれども、院内処方では薬剤の診療報酬が内服薬を同じ患者に7種類以上処方いたしますと10%減額されるルールになっており、当院では毎年1億円以上の減収となっております。また、薬品に係る消費税の負担も4月の増税により昨年に比べ年間2億円近く増加すると予想しており、院外処方への移行によりこれらの税收や税負担がなくなり、収益面ではプラスになると考えております。具体的には、今年度の診療実績が維持されると仮定した試算では、通年ベースで見ますと院内処方の場合には約1億5,000万円の赤字が予想されますが、院外処方とした場合は約3億円程度の黒字が見込まれるところでございます。

今回の院外処方の移行決定は、以上のような要因を総合的に検討した結果であります。利用者の方々のご理解をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは4番の病院事業の（2）不動産の賃貸借状況についてご回答申し上げます。

まず、現在賃借している土地でございますけれども、建物用地と駐車場用地の2種類ございます。建物用地といたしましてはシルバーケア、ケアハウス、養護老人ホーム、第1職員宿舎、看護専門学校の玄関ひさしの一部で、計4件で4,681平方メートルでございます。駐車場用地といたしましては、患者様用と職員用で合計、こちらが3万6,000平方メートルほどでございます。合計面積では4万714平方メートルを地権者26名から3,414万円ほどで賃借をしております。

一方、賃貸のほうでございますが、不動産の賃貸につきましては、職員の居住建設用地として土地の貸し付けが6件、1,924平方メートルでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 4番の（1）人間ドックの受診状況について、市役所の職員の状況

はどうなんだというご質問がございましたので、お答えいたします。

職員については毎年、職員の福利厚生の方から健康診断を実施しております。35歳以上の方を対象に実施しております。その中で旭中央病院での受診者は28名で、全体の12%となっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、質問4の1、人間ドックの受診状況、国保の状況についてのご質問でありますけれども、国民健康保険においては、平成25年度の受診状況ですが、40歳から74歳までの対象者1万8,250人に対しまして受診しました数が697人、また、75歳以上の後期高齢でありますけれども39名受診しております。

以上であります。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは1項目め、環境対策について（1）不法投棄の現状と防止対策について再質問をいたします。

これまで61か所に41万4,000トンというふうにありましたが、把握できているものに対して撤去の状況はどのようになっているのか、また、監視状況及び年206回程度という市内の見回りについて詳しくお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

初めに不法投棄の撤去の状況でございますが、不法投棄につきましては行為者等の原因者が適正に処理することが原則となっております。行為者等の撤去が見込めない場合は、国等の支援を受け県が実施することになります。

それと、監視の状況についてでございますが、先ほど申し上げましたように不法投棄監視員と廃棄物減量化推進員ですか、それぞれに担当する区、また、それぞれの区並びに自治会等の区域を主に監視を行っていただいております。

それと、年間206回程度実施しております市内の見回りの詳しい内容ということでございますが、これは1週間単位で申し上げますと、朝1回、夕方3回実施しております。それと、パトロールの時間帯でございますが、朝が7時から9時までの2時間、夕方は、これはちょっと時期的に時間が異なりまして、4月から9月の期間は午後5時から8時までの3時間、10月から3月までは午後4時から7時までとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） このような状況に環境汚染が非常に心配であります、その対応はとれているのか。また、近年でも産業廃棄物の不法投棄が後を絶えないとのことですが、現在の監視や見回りが適切とは思えません。今後一切の不法投棄をさせないよう強化策や新たな対策が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

初めに、周辺地域の環境への影響ということでございますが、こちらにつきましては千葉県において県内の大規模な不法投棄現場を16か所選定いたしまして、2年に1回環境調査を実施しております。そのうち旭市では、海上地区の倉橋字猪鹿々野地先及び同じく倉橋の字奥野地先、この2か所が選定されておまして、環境調査の結果については、特段異常はないということでございます。

それと、千葉県のほうに確認いたしましたところ、不法投棄により生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある場合については、随時環境調査を行っているということでございます。

その結果、環境への支障が生じていた場合、また、生じるおそれがある場合については、代執行により撤去していくということでございます。

次に、監視体制でございますが、千葉県では平成11年に県・県警による合同監視チームが発足し、不法投棄への防止の取り組みが強化されました。また、地域的な取り組みとしては、県の振興事務所が中心となりまして、市町村、地元警察、消防、土木事務所等で産業廃棄物の不法投棄等の合同パトロールを実施し、監視体制の強化を図っております。また、不法投棄防止パトロールにおきまして、小規模な不法投棄があった場合などは、パトロールコースを変更したり重点的にパトロールを行う地点を設けるなどして、柔軟な対応をしながら不法投棄の防止に努めております。

今後さらに千葉県、地元警察等と連携を密にしまして、市内の不法投棄撲滅に向けて鋭意努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在2か所で調査をしているということですが、現在の調査に加

えて、市内で61か所確認がとれている所の環境調査を行うことや、産業廃棄物、不法投棄等
原状回復を県などに対して支援事業等の要望をお願いしたいのですがお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、お答えさせていただきます。

現在61か所把握しているわけですが、こちらにつきましては県のほうの現地確認
の結果から、現時点では特に支障がないということにされております。ただ、今後状況の変
化等で相談等があった場合には県のほうに報告して対応していただきたいと思っております。

また、原状回復の支援でございますが、こちらにつきましては、実施できるのが県という
ことでございますので、こちらのほうにつきましてもそういう事態になった場合には、速や
かに県のほうに報告して、お願いしていくということになろうかと思えます。よろしくお願
いします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（2）最終処分場の状況について再質問をいたします。

埋め立て物の管理状況について、排ガス中のダイオキシンや放射能等の検査状況を、以前
使用していた埋め立てが終わっている松沢最終処分場と併せてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、最終処分場のダイオキシン等の管理状況ということでご
ざいますが、松沢処分場と旭市グリーンパークのダイオキシン類の測定は、放流水と地下水
をおのおの年1回実施し、結果は環境基準以下となっております。

続いて、旭市グリーンパークの放射性物質の測定については、月1回放流水と地下水を実
施し、こちらも環境基準以下となっております。

このほか、両処分場におきまして、放流水の水質検査としてカドミウム等の測定も毎月実
施しておりまして、こちらも全て環境基準以下ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、今後、旭市グリーンパークが埋め立てを終了した場合の使わ
れ方と、次の最終処分場の検討についてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、グリーンパークが埋め立てを終了した場合の使われ方、それと次の最終処分場ということのご質問にお答えいたします。

現状では、特に埋め立て後の利用方法等については検討を行っておりません。埋め立てが完了した後にいろいろな方々のご意見をお聞きしながら利用方法を考えていきたいというふうに考えております。

また、次の最終処分場についてですが、東総地区広域市町村圏事務組合におきまして進めておりますごみ処理広域化推進事業において、広域ごみ処理施設の建設計画スケジュールが示されております。こちらの中で、広域ごみ焼却施設の稼働及び最終処分場の使用開始は平成33年度に予定されております。現在その準備が進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 次に2項目め、東京ガス千葉～鹿島ラインについて、（1）事業概要について再質問をいたします。

高圧ガス輸送導管の埋設により、災害時の安全性や道路への影響と、旭市米込地先にあるガス遮断施設の稼働時における近隣への影響についてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 安全性や道路への影響ということでございますが、東京ガスのほうでは安定供給、安全性の確保のために材料や接合方法等に配慮がされておきまして、パイプラインが埋設されている道路工事について、注意ステッカーで立ち会いを求める等の対策がされております。

材料でございます。世界的に広く使用されている米国石油協会規格の鋼管でございます。ガス輸送導管の沈下を測定する沈下棒ボックスの設置や、ガス輸送導管の曲がり部の埋設位置を明確にする目印ボックス、目印シールの設置、それと保安上ガスを遮断するバルブ及びガスを大気中に安全に拡散するバルブステーションの設置等々でございます。

なお、パイプラインにつきましては、道路舗装面から1.2メートル以上の深さに埋設され、埋め戻しの際には掘削した発生土ではなく山砂等の良質土を使用しており、路肩の決壊や路面の沈下等の大きな影響は確認されておりません。

それと、お尋ねのバルブステーションをあけた場合ですが、これまで放出はございません

でした。当然ながら、設置するに当たっては国の法律に基づいた安全処理対策を設置していると思われます。当然ながら人体、その他作物等に影響のない範囲での処理というふうに認識しております。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） これらの建設により、本市へ償却資産税やその他収入等がかなり見込まれると思われますが、それらの状況や本市に対しての利点についてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税額等につきましては地方税法等により守秘義務があるため差し控えさせていただきたいと思いますが、一般的な地方税法等の規定によりまして、固定資産税につきまして、賦課期日につきましては毎年1月1日現在、土地・建物・償却資産が対象となります。税率につきましては課税標準額の1.4%でございます。

また、東京ガスのように資産が二つ以上の県にまたがるような場合は、総務大臣から課税標準額の配分通知がございます。それに基づきまして、市は税額を決定していきます。総務大臣からのガス事業の配分方法につきましては、導管、パイプラインの延長でおのこの市町村に案分となります。また、東京ガスのパイプラインの事業の完成は、先ほど建設課の課長のほうからお話がありましたが、24年3月、旭市のパイプラインの延長は9,939メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 建設課のほうは、その他収入ということでございまして、法定外公共物の占用料、これは旭市使用料及び手数料に関する条例の規定によりまして、平成25年度は延べ延長約8.6キロメートルの部分です。これは純然たる市道の占用でございます。それに対して年間で約140万円の収入がございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、舗装修繕の取り決め等についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 舗装修繕の取り決め等ということでございますが、道路占用許可の条件としましては、「舗装本復旧工事後の瑕疵については、申請人の負担において修復す

ること」と記載されております。また、「使用期間の満了、許可の取り消し、又は使用しなくなったときは、許可を受けた者の負担において現地を速やかに原状に復し、市係員の検査を受けること」とされております。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） （2）の施設等の利用計画について、再質問をいたします。

複数の企業から施設利用に対する問い合わせがあったようですが、このガスを活用するには施設整備等に多額の経費がかかることも分かりました。需要があるということは、企業誘致に対し環境面、経済面を含めかなり有利に働くものと考えますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから環境面、あるいは企業がどのように有利かということで、特に環境面につきましてはうちのほうで東京ガスの研修等にも参加していますので、こちらでお答えさせていただきます。

天然ガスに切り替えた場合、環境面、企業の誘致、どういように有利ということでありますけれども、環境面におきましては、都市ガスの二酸化炭素、これはCO₂ですか、この排出指数、これを100とした場合、A重油で138、クリーンなLPガス、液化石油ガスで116と、他の燃料と比べましてかなり環境に優しいエネルギー、こういうところであると聞いております。また、企業におきまして他の燃料と比べまして、例えば燃料貯蔵庫あるいは消火設備など、こういう附帯設備を必要としない。さらには、企業の中では今言いました設備投資、管理面の中での相当の軽減が図られる、そういうことで聞いております。これらの附帯設備の減少、これによりまして、消防法の適用法令も減りまして、人件費の面でも企業には相当有利になる、そういうことで聞いております。

一番、企業のほうからは、担当者からは、安全なクリーンなエネルギーを使用することで、企業イメージが相当高まる、これが一番のメリット、そういうことで聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） このクリーンで省エネな天然ガスに対して、本市の環境対策という側面からは、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今ご質問の中で私はちょっと話をしましたが、特に企業、委員から冒頭ありました京都議定書、この問題のクリアということは今叫ばれている、そんなことでこのガスパイプの利用につきましては、冒頭言いました企業間の連携、これが不可欠でありますので、そういうようなものを続けながら企業の環境の対策に結び付けていきたい、そういうふうを考えています。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 商工のほうで環境に対しても答弁いただきまして、ありがとうございます。

この建設により収入もかなり見込まれると思われまし、災害時のエネルギー対策などに国土強靱化計画を踏まえ、ぜひ検討してもらいたい、検討すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 現在、旭市では国土強靱化地域計画を策定しておりますが、この中で大規模自然災害でも企業が生産停止に陥らないために、多様なエネルギー調達手段を確保することを記載する予定であります。具体的には、太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として、既存ガスパイプラインの利用の検討などが盛り込まれる予定であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは3項目め、公共事業の品質確保について、（1）入札・契約制度について再質問をいたします。

国は建設工事のダンピング受注の排除及び契約価格の適正化のため、最低制限価格を設定するものとしており、県はこれを受け、中央公共工事契約制度運用協議会モデルに準拠して最低制限価格を設定していますが、本市における対応をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほどの答弁の中でも一部申し上げましたが、本市においては工事の種目ごとに予定価格に一定の率を乗じた額、これを最低制限価格としておりまして、ただいまありました県と同じような協議会モデル方式は使用しておりません。参考までに申し上

げますと、近隣の状況は、香取市がほぼ県と同様、銚子市、匝瑳市、横芝光町については、旭市と同様に予定額に一定の率を乗じた額ということでやっていると聞いております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今、香取市の状況をお伺いしましたが、調べますと平成17年以降9回の改善を行っており、国や県に準拠しております。最低制限価格を国の低入札価格調査基準の見直しを受けて改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 協議会モデルと現在の本市の方式の検討ということで、以前一度、過去の入札の例を使いまして最低制限価格を両方の方式で計算したことがございます。その時、議員おっしゃるとおり、協議会モデルで算定したもののほうが高い金額になりました。

現在、旭市の平成25年度の入札状況から考えますと、落札率80%以上で入札した業者が全体の87.6%となっており、最低制限価格で設定された金額付近、低い所で落札された案件は数%という状況であります。今のところ率の引き上げをする必要はないのかなと考えております。

ただ、今後仮に最低制限価格付近での入札、落札が多くなってきた場合、ダンピング防止などの観点からご意見のとおり最低制限価格の検討は必要であると思いますので、今後の入札の状況を注視するとともに近隣の状況、これを参考に検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） よろしく申し上げます。

（2）の入札参加資格審査の基準について再質問をいたします。

本市の入札制度は、国・県及び近隣と比較し非常に遅れた制度となっており、建設工事等格付け基準について早急な改善が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 本市における工事業者の格付け、これについては先ほど申し上げたとおりですが、確かに建築一式、それから土木一式、これにおきましては、約半数の業者が

A等級となっております、全体的にバランスを欠く状態となっているのは事実であります。
過去の入札、応札状況を勘案いたしまして、研究していきたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 入札参加資格審査基準規定の点数審査は、経営事項審査の結果によるものとし、基準点数を規定に明記し、県の規定に準拠し基準の引き上げを行うべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 基準点数を規定に明記ということにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

それから、基準点数を県の規定に準拠して基準の引き上げを行うべきということですが、千葉県では総合評定値を客観点数としてもう一つ主観点数、これは一定の対象期間内の工事成績による評価を県でいたしまして、これを主観点数として客観点数に加える、これを格付けの基準点としているということであります。

現在では、旭市ではこの主観点数は取り入れておりません。というのは、検査の際にそういった意図での調査がかつてなかったということで、現在の完成検査につきましては、そういったことも含めて点数を付けるようにしておりますので、これがある程度まとまってきた時点でこういった主観点数を導入すること、これを含めて基準点数の変更についても検討していきたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） じゃ、次に4項目め、病院事業について、（1）人間ドックの受診状況について再質問いたします。

旭市民が旭中央病院への人間ドック受診割合が少ないように感じますが、それはどのようなことが考えられるのか、また、国保の人間ドック受診契約医療機関が、今年度から市外の3医療機関と新たに契約した理由をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、国保の医療機関の広げた理由でありますけれども、25年度までは旭中央病院と飯倉医院の2医療機関でありました。先ほど説明にもありましたように、既にこの時点で3月までの日帰りがいっぱいになっているという状況を踏まえまし

て、平成26年度からこの医療機関のほかに、銚子市の島田総合病院、匝瑳市の匝瑳市民病院、それから東庄町の東庄病院、この3医療機関を追加したところであります。

現時点で市外の医療機関に受診した件数ですけれども、21人であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 当院への受診割合が少ないという理由につきましては、当院の受診状況から見ますと、約3割が市内、7割が市外ということで、現在の人間ドックの割合も、1日ドックが35.6%、2日ドックが37.3%となっていることから、少ないといったわけではないのではないかと考えております。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 人間ドックの受診の予約待ちの解消や、それに伴い、今後受診者の拡大、縮小に対する考え、また、市民の早期受診を受け入れる市民枠等の検討をすべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 最初に、先ほど第1問の答弁におきまして、平成25年度の実績のうち2日ドックの実績を1,368名というふうにお答えしてしまいましたけれども、1,425名の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

ただいまの今後拡大の余地があるのか、また、市民枠についてというご質問でございますけれども、ドックの受診者の検査につきましては通常の診療の合間を縫って実施しております。このため、単純に拡大するには別途医師及び医療機器の確保が必要であり、現状ではいろいろ制約があるところでありますので、現在の枠組みの中で拡大する方法はないか検討してまいりたいと考えております。

また、市民枠につきましては、他の公立病院の状況などを調査いたしまして、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） また、ここでもやはり医師不足ということなんでございますが、人間ドック受診により医業への影響、その部分がどの程度あるのか、また、医療機関の機能分離で紹介・逆紹介との関係をどのように考えるのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず、医業への影響でございますけれども、当然今申しましたとおり、拡大するといった場合には、医師、それから内視鏡検査やMRI、CTなどの医療機器をそちらで使うということは、外来、入院の患者の医療に対して影響を与えることになると思いますので、なかなか、人間ドックと我々の行っている診療については、一方を急激に増やすことはちょっと難しいと思っております。

それから、紹介・逆紹介ですけれども、これにつきましても、本院で人間ドックを受けた方が、本院をそのままその結果で受診いたしますと当然紹介の対象になりませんので、できましたら、簡単な検査等はお近くの医院、病院等で受けて、その結果、その病院から紹介をしていただくのがいいんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、（2）不動産等の賃貸借状況について再質問をいたします。

賃借地では、おおむねこれは駐車場用地のようではありますが、今後、用地購入等病院の使用地をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問、賃借地の今後、どのように使用地を考えているのかということでございますが、病院の所有地に隣接して今賃借しているものにつきましては、有効活用が可能であれば、条件が合えばということでございますが、買い取りをその時点で検討したいというふうに考えています。

また、他の駐車場の借地につきましては、院外処方意向等による駐車場の混雑状況ですとか、そういうようなものを見ながら、必要台数分を確保しつつ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、貸付地のほうについては、病院関係者と契約しているようですが、退職等をした場合にはどのような契約になっているのか、また、これまでにそのような事例等がありましたらお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、まず、契約には、賃貸借期間を定めてございます。

ご質問のありました退職した場合ということでございますが、現在退職した職員が1名おりますが、賃貸借契約期間内であり、そのまま今居住してございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今後、未利用地ができた場合や、使い方や処分等の考え、また、契約方法の変更等、考えがありましたら具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問の件でございますが、今後、未利用地ができた時点で、最も有効に活用できるような方法を検討して、活用のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（3）の医薬品の取り扱いについて再質問いたします。

今、ご回答の中で中央病院においてもさまざまな検討を重ねてまいりましたとありました。

そこで、基本的な実施方法について、いつどのような形で決められたのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 院外処方への検討状況についてのご質問でございますけれども、院外処方の検討につきましては、消費税の増税が国会で決議された2012年後半から消費税が8%、10%になった場合の収支への影響がどうなるか大まかに試算はしておりましたけれども、この時点では若干の黒字を確保できると考えておりました、具体的な検討は、当時はしておりませんでした。

今年の初めになりまして、国の方針といたしましてジェネリック医薬品の使用促進の強化や薬剤師法の改正が行われることが明らかになり、これに伴いまして待ち時間がさらに延長し患者サービスの低下が懸念されたことから、急遽院外処方について内部での検討を始めたところであります。

その後、ジェネリック医薬品の導入が一段落した6月と7月の診療実績を基に、院外処方に移行した場合の試算を行ったところ、院内処方のままでは消費税8%でも赤字が見込まれることになり、10%ではさらに大きくなることが分かってまいりました。

こういう両方の面から総合的に検討した結果、患者サービスの向上を図り、かつ収支の悪化を回避するには院外処方が最も有効であろうと、9月中旬に開催いたしました経営管理会議において方針を定めたものであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今後はどこの調剤薬局においても薬を受け取ることができるようになります。病院事業収支の改善にもつながるので、患者の利便性を一番に考え、早い時期に院外処方を実施すべきと思いますが、本市においての需要と供給のつり合いについてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 本市における、薬局における薬局の需要と供給の話だと思うんですけども、当院は現在1日1,200枚程度の処方をしております。これの9割ぐらい、約1,000枚近くが院外処方へ移行することになります。

現在の病院の周辺には当然でありますけれども、調剤薬局等は直近にはございません。車で少し行った所にはございますけれども、すぐにはございませんので、今後、周りの薬剤師会ですとか県と協議いたしまして、周辺及び各所に調剤薬局が開設されるよう働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、最後に質問します。

この院外処方をする事による病院のプロジェクトチームというところで、県や薬剤師会に協力をいただきながら進めていくとのことですが、具体的に県や薬剤師会はどのような協力をしていただけるのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 県及び薬剤師会へのお願いでございますけれども、まず、県に

おきましては、薬局開設の認可権限を持っておりますので、その辺につきましてスムーズに開設がいくよう願ひしてまいりたいと考えております。

また、薬剤師会、これは県全体をつかさどっております県薬剤師会、それから、各市町村ごとにある各市町村における薬剤師会等がございまして、各薬剤師会それぞれに願ひして回ることはもとより、県薬剤師会のほうへ願ひすることによりまして、広域的な医薬分業の推進ができるものと考えております。具体的には、病院の中にファクシミリ等を設けまして、それを各薬局のほうに患者の処方箋を送っていただくことになるわけですけれども、そういった設置の費用ですとか、そういったものを調整せざるを得ないと。

また、併せて薬剤師会と、本院には1割程度茨城県のほうからも患者がいらっしゃっておりますので、茨城県のほうとも併せて協議が必要ではないかと考えております。早急に協力をいただきながら進めてまいります。

また、林議員からは、いろいろと今回の院外処方につきまして質問していただきまして、市民の方に説明できる機会を与えていただいてありがたいと思っております。患者にも混乱が生じないように、きちんと情報をお伝えして、スムーズな移行について心がけたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時36分

再開 午後 1時40分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 有 田 恵 子

○議長（高橋利彦） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員番号4番、有田恵子でございます。

一般質問、今回は10項ございまして、1番から申し上げます。

本庁舎における喫煙について。

1、受動喫煙防止への取り組みについて伺います。

この項目については午前中の議員の質問とダブリますので、この点は確認だけさせていただいてほとんど割愛させていただきますけれども、確認事項ですね。本庁舎建物全部禁煙、敷地においては北側トイレ脇に限定ということで、管理は財政課が管理すると。お願い事項なんですけれども、議員も訪問者も職員も区別なくこれは適用、取り組みに対しては協力して適用されるということで、このことを今申し上げたこれらの方々に周知徹底していただくということをご提案させていただき、それができるかどうか、イエス・オア・ノーのご返事だけいただきたいということです。

2番にまいります。監査委員について。

1、市の予算規模に対する監査委員の人数について。

現在の状況、こういった法律でそうなっているかというようなことと、一番知りたいことは常勤、非常勤の別、勤務時間等をお聞きしたいということで、これはどこでも調べられることなんですけれども、なぜこれを今回申し上げたいかというと、財政状況が国は悪化しております。合併後10年が来ようとしております。大変厳しい時にあって、通例の監査では困難なことが起こるのではないかと危惧するわけでございます。今の状況がどうなっているかということをお聞きするというので、また次、質問させていただきます。

次に三つ目、三川蛇園道路と蛇園南地区流末排水整備事業について。これは事前にも建設課にお伺いしております。

1番、各事業の費用について。もちろんこれは用地買収費用も含まれるということですね。各事業ですから、三川道路と末水、流末ですね。排水事業、各事業の費用。

2番、費用対効果。これも私は前回もお聞きしましたがけれども、値段、費用というのがかなり変わっております。直近の数値をいただきたいということ。

三つ目ですね、各事業の関連性。これはご存じのように同じ蛇園地区にございまして、なんですけれども、名前は同じ所なんですけれども結構離れて、全然別な感じがいたします。これを同時にやる。そしてその費用を教えてくださいことになるんですけれども、この関連性、あるのかないのかというような話です。

四つ目、ここが大事な所なんですけれども、新市建設計画との整合性についてという。新市建設計画というのは、平成17年合併時に策定された計画でございます。それを基にこの三

川道路、蛇園道路ができたというようなことで流れておりますけれども、本当にそうかどうかというところをお聞きしたい。

四つ目の大きな項目に入ります。

行政改革アクションプラン。あまり聞きなれないんですけれども、今はやっているみたいな感じのことなんですけれども。

一つ目が、秘書広報課の取り組みがない理由。あちこちの各事業所ほとんど課がございまして、アクションを起こしているということなんですけれども、秘書広報課が抜けていたような気がいたします。もしそうでなかったら指摘していただいたらいいんですけれども、広報紙のことでお伺いいたします。

二つ目、地区懇談会での箱物インフラ整備の説明について。先般私も参加しましたがけれども、地区懇は。この箱物インフラの整備のスライドを見せていただきました。そのスライドの内容というのは、詳しく数値を挙げながら、より分かりやすいプロの解説でやっておられたのでよく分かったんですけれども、その説明についてなんですけれども、今回敬老大会、次にいきますけれどもここでリンクさせているわけなんですけれども、お金の使い方ですね。そういう調整作用をする所が、いるものはいる、お金がかかってもいるものはいる。防災に関してはいるというような話で、いらないものはいらないというようなことを判断するような大事な部署であるわけですね。次の5番にリンクするんですけれども、その辺の一貫性、整合性、矛盾がないかとかいうような話をお聞かせいただきたいということ。

3番目、インフラ整備に対してアクションを起こさない理由。アクションプランを読ませていただいたときに、ぽんと抜けているのがインフラ整備に対してなんです。最後に来る結果まとめとして、皆さんで節約しましょうねと市民に呼びかける所があるんですね、スライドで。全く矛盾する話になっています。その辺のところをお聞かせいただきたい。わざわざ抜くのかというような話ですね。

5番目、敬老大会について。

1番目、参加者への対応について。参加者へというのは、招待される65歳以上の方ですね。70歳ですかね。対応について、今回パンが出なかった、ジュースが出なかったと大騒ぎになったんですけれども、それがなぜ、今までずっとやってきたことを初めてされたのかという理由です。

2番目、各会場の参加人数について。前回できなかったこともあるんですけれども、ずっと敬老大会は続いているわけです。今回の参加人数ですね、がた減りだったと思います。ど

れぐらい減ったかということをお聞きしたい。そのアンケートもとっておられたみたいですから、そのアンケートの結果も教えていただきたいということ。

6 番目、道の駅。

道の駅はもう土地も整備してあと建てるだけとかいうような話で、駅長も選定されたとかいうような話なんですけれども、前回も私は質問させていただきましたが、ほかのことをもう言っても仕方ないから言いませんけれども、1 番のこの赤字が出た場合の責任のとり方について、これをお伺いしたい。名前は今募集中で、懸賞付きみたいな感じで募集なんですけれども、いずれにしても株式会社の形態をとるわけですね。そうすると、もうかったら税金を払わないといけない。本来の株式会社組織でやられるわけですね。運営して半年は途中だから赤字が出るだろう、初めだから赤字が出る。次期目は、課長のお答えは、赤字は想定しておりませんという答えが前回でした。赤字というのは想定しないといけない。想定しないじゃなくて想定しないといけないんですよ。そのところ。仮に赤字が出たらというよりも多分出ると思いますよ、次期から。初年度どころじゃないですね。この責任のとり方、一般的に株式会社であれば社長が身を切るということです。それを覚悟でやっておられますねと。

これを申しますのは、市民の税金は使っていただかないことを確約してほしいということが提案としてございますので、よろしくお願いいたします。

7 番目、旭中央病院について。

この件についても、1 番、介護施設の特養とグループホームの赤字について。これも再三私は質問しているわけなんですけれども、特に特養、特別養護老人ホームも全国的に知られた名前になってしまいましたけれども、特養。この特養は空前の黒字が出ております、全国的に。あまりにも黒字が出過ぎて、留保しているのが一つのホームで3 億円もあって、これが、これだけもうかるんだったら介護報酬を下げるということで、去年下がったんです。えらい目に遭っているんですけれども、この3 億円を減らすために国がやっているわけです。

グループホーム、これは精神科のいわゆる障害者用のグループホーム。ここも同じように、私は旭市内のを全部調べてまいりましたけれども、これも全部黒字です。全国黒字、近所も黒字。なぜここだけが赤字なのか。これはちょっと奇異な感じがいたします。これを説明していただきたいということ。

8 番目、袋公園用地売買契約について。

1 番、市と地権者との契約書についてとございます。これは私のシリーズみたいな感じで、4 回目でございます。日増しに情報が入ってきております。これが最後のところで、疑義を

持つ解決すべき最後の質問となります。その内容がこの1番です、ずばり。市と地権者との契約書について。これはもうほかのことは一切お聞きいたしません。その後のこともお聞きいたしません。旭市と地権者、事前にもこの話は投げております。回答も来ております。もう一度確認をとりたいと思います、ここで。

地権者、平成21年5月12日に地権者自らが本庁舎に来られて、契約書にサインして実印を押してというような話があります。本当にそうですか。イエス・オア・ノー、これだけお聞きしたいと思います。本当に地権者ですかという話です。

次、9番目、避難道路の整備について。

1番、飯岡漁港から刑部岬への階段を避難道路にする提案をさせていただきたいと思います。私も3.11の時は3階から津波を見ていました。揺れてから2時間半、ずっと海を見ておりました。その動きは全部分かるんですけども、皆さん、刑部岬に車で逃げました、上に。市内の人だけじゃないですよ、市外の人もみんな。当日も観光客がおられました、海に。みんな刑部岬に逃げたんです。近所の海の沿線のレストランが何軒かあったんですけども、皆さん人はいなかったです。みんな逃げました。どこに、刑部岬です。それは車があるからなんですけれども、仮に車がなかったとしたら大変な迂回をさせないといけない。階段で上ったりしましたが。

これはNPO法人の方々からも再三言われているんですけども、あの階段を何とか避難道路に変えていただけないかということの要望がありましてね、その階段の手前は緩やかなスロープで始まっているんですけども、そのスロープが始まる前の道路がちょっと狭いわけですね。竹やぶとかめちゃくちゃだったんですけども、たまたまNPO法人の方が花を植える会とかいろんな会があって、きれいな状態にしてくださっているから、こんな所に細い道路があったんだなんて思うんですけども、あまりにも細い。せっかくそこまでしていただくし、避難道路のことに対しては本当に皆さん敏感になっておられて、これができれば60メートルの高さの刑部岬ですから一番安全な所なんです。これをぜひ検討していただきたいという、私だけではないです、あちこちから申し出が来ております。

最後、10番目、産業まつりについて。

旭の産業まつり、これも全部行きましたし、時期を変えて飯岡の水産まつりというのもございます。それも、どれもこれも私はまいりますけれども、この前、旭もどっちも行って分かったんですけども、同じ業者が同じものを、私は買ってしまったんですけども、6割が重なっているわけですね。こっちにもこっちにも出していると。これって、椎名佐千子は

一人ですから、こっちしか行けないというような話で、せっかくのイベントが分散されるということは、これイベントとしては不利な感じではないか。経費節減、今もういろんな経費節減をやっているわけですから、そのために行政改革があるわけですから。一本化してさらに、経費節減だけの問題じゃないんですね。

イベントというものが、大きくやったほうが効果的だというような観点のほうが私は強いんですけども、その辺検討も。1か所に集約というの、これは間違っていてすみません。1回で終わらせるという、そういう意味の。1回で集約して、例えば店が出店したい人が多過ぎるんだったら、別に旭でやっても海上でやっても別にいいんですけども、場所が変わっても。一日でやれるような、ぐるっと車でも回れるように、そういうようなイベントにならないかなと。これも提案でございます。

以上、1回目の質問です。ありがとうございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、受動喫煙の防止についてお答え申し上げます。

受動喫煙の防止については、本庁舎の職員の喫煙場所については北側トイレ脇を喫煙場所として指定しており、これを徹底してまいります。また、来庁者への庁舎内禁煙を周知するため、出入り口に灰皿を設置し、庁舎内に入る際はタバコを消すようにご協力をお願いしているところであります。本庁舎3階の喫煙につきまして、本庁舎の3階は議会関係の施設でありますので、議会でご判断いただきながら受動喫煙の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、2番の監査委員について、市の予算規模に対する監査委員の人数についてお答えいたします。

旭市の平成26年度予算は、一般会計、特別会計、病院事業や水道事業の企業会計を含めると875億円です。県内で予算総額が800億円から1,000億円程度の規模である他市を参考に、また昨今の行政運営の多様化なども踏まえ、今年4月から監査委員3人体制といたしました。

監査委員制度について申し上げます。

まず、選任方法ですが、監査委員は議会の同意を得た上で市長が任命いたします。地方自治法第196条第1項に基づいて任命いたします。定数につきましては、人口25万人以上の市

では4人、そのほかの市町村では二人となっております。なお、識見を有する者から選任される委員は条例で増やすことができるとされております。この法律では、地方自治法第195条第2項に定められております。これにより、旭市では監査委員を定数3人と定め、本年4月から議員1名、識見を有する者2名の計3人で監査を行っていただいております。また、委員については非常勤でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、3番目のご質問でございます。

三川蛇園道路と蛇園南地区流末排水整備事業について、4点ほどご質問がございました。まず、1点目のご回答を申し上げます。

各事業の概算費用でございます。飯岡海上連絡道三川蛇園線、これは先の10月22日の全員協議会でお示しいたしました25億5,900万円を予定してございます。蛇園南地区流末排水路整備事業、こちらにつきましては19億600万円を予定してございます。

2点目でございます。費用対効果についてということでございますが、平成26年9月定例会の決算審査特別委員会におきまして、平成26年3月時点ではトンネルの概算工事費を約17億円と申し上げ、平成26年10月22日の議会全員協議会では、約17億円は高額であるため、トンネルの断面を縮小した概算工事費をJRに算出してもらったところ、約14億円との回答を得た旨をご報告させていただきました。この14億円も、まだ概算であること、また、トンネル断面を縮小することに伴う交差点の再協議を調えた上でトンネル工事費の再積算となるため、B/Cの分母となるコスト分が算出できないことから、現時点ではB/Cの算出はできない状況でございます。

質問の3点目でございます。各事業の関連性についてということでございます。

飯岡海上連絡道路三川蛇園線の整備を、社会資本整備総合交付金事業で採択を受けて、基幹事業として道路を整備し、この道路整備と関連する、懸案でありました蛇園南地区の排水対策を効果促進事業として、同じく社会資本総合整備交付金の事業採択を受け、蛇園南地区の地域排水と連絡道の道路排水を併せて処理するものでございます。

最後の4点目でございます。新市建設計画との整合について。

新市建設計画においては、地域間連絡道路の整備の道路新設事業、これは国道126号、海上町道0207号線として位置付けられております。ただし、事業を開始するに当たり幾つかのルートが検討されましたが、将来を見据えての結果が現在の計画となっております、平成

22年度から社会資本整備総合交付金事業として着手したものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 有田議員の質問の第9番目、避難道路整備について、飯岡漁港から刑部岬への階段を避難道路にする提案についてお答えいたします。

災害はいつどこで起こるか分かりません。また、どこで被害に遭うか想定できない。そのような状況下では、個々が適切な避難行動をとらなければなりません。そのようなことから、観光遊歩道は、津波避難場所になっている上永井公園へ向かうための一つの手段であり近道となりますので、市では今年度中に、この観光遊歩道の入り口に避難経路を示す看板を設置する予定であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、行政改革アクションプランにつきましてお答え申し上げます。

まず1点目でございますが、秘書広報課の取り組みがない、抜けているのではということでございますが、これはきちんと入っておりますことを申し上げたいと思います。

まず、秘書広報課につきましては、平成22年から26年度の第2次アクションプランで取り組む事項といたしまして、市民に対する情報発信という分類の中で、公正で透明性の高い市政運営を行うために広報やホームページの充実を努め、行政情報の可視化を図るとしています。なお、議員にもお配りしてございますけれども、アクションプランの平成25年度の進捗状況では、この項目は順調となっております。

広報紙という点でございますが、事務事業評価の中でも平成24年と26年度の2か年、広報あさひ発行業務の評価を実施しております。市民の重要な情報源として活用されることがこの事務事業の目的であるため、アンケートを実施し、より読みやすく市民ニーズに即した紙面づくりに取り組むとともに、発行部数を精査して経費の節減に努めるほか、延べ業務時間の削減などにも取り組んでいくという改革改善策を示しているところでございます。

2点目の地区懇談会での箱物インフラ整備などの説明、それから、3点目のインフラ整備に対してアクションを起こさない理由ということで、これにつきましては二つ一緒にお答えさせていただきたいと思います。

今年度の地区懇談会では、公共施設白書を基にいたしまして、主に箱物公共施設の現状と

課題をお示しいたしまして、今後避けることのできない公共施設の更新問題につきまして、市民の皆様にご覧いただくため説明させていただいたところでございます。

議員からは、いらないもの、それからいるもの等を判断していかないのかというようなことがあったと思います。整合性ということでございますが、ご質問の趣旨でございますけれども、行政改革において公共施設の更新を問題とするのであれば、既に着手している事業等についての優先順位付けとか、そういうことをおっしゃりたいのかなと思っています。道路等の公共工事なんですけれども、施設担当の各部署、これがございます。基本計画等に基づいて計画を立案いたしまして、財政課等の関連する各部署と十分な協議・検討を行いまして、所定の決裁等の手続きを経て、議会への説明、承認も得て実施している事業でございます。全て市にとって必要な事業であるというふうに考えております。

行政改革推進課が事業の優先順位など、それから調整機能を持たないのかという含みもあるかと思いますが、行政改革は国が以前実施いたしました事業仕分けとは違います。各事業の優先順位を決めるとか、行政改革推進課が単独で事業の中止・廃止を決定することにはございません。行政改革推進課といたしましては、旭市の行政改革の大綱でございます現在の第2次アクションプランに基づいて、求められる行政ニーズに的確に応えるため、さまざまな取り組みを行っているところで、その内容といたしましては、プランに記載してございますけれども、旭市の行政運営を実務の面から見直す。その上で、経常経費の削減や行政サービスの向上のために各部署において取り組むべき目標を抽出している。この取り組みのための調整、それから各部署への働きかけなどを行うということで行政改革を推進しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋利彦） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 私からは、5番目の敬老大会について、（1）参加者への対応についてということで、初めにパンとお茶を廃止した経緯について申し上げます。

社会福祉関係につきましては、需要の拡大とともに予算も増大しております。以前から検討しておりました事務事業の見直しの中で、敬老大会の経費も見直しの対象となりました。検討を重ねる中で、特定の方々にお配りするものであり、会場の一つである東総文化会館におきましては飲食は禁止となっております。そのようなことから、比較的元気な高齢者の方々には少し我慢していただきたいというような思いから、パン・お茶の配布を廃止したものであります。

続いて、（２）の各会場での参加人数について申し上げます。

東総文化会館においては486名の参加でした。これは、前回であります平成24年度よりも500名少ない状況でした。海上公民館においては174名の参加で、前回よりも187名の減少でした。いいおかユートピアセンターにおいては141名の参加で、前回よりも259名の減少となっております。

続いて、アンケート調査の結果ですけれども、パン・お茶の配布についての項目がありますので、その部分について申し上げますと、393名の方からの提出がございまして、39.7%に当たる156名の方が再開、またパンを出してほしいということを希望されました。また、お茶だけとか、コストを下げても復活してほしいと希望された方が30.5%に当たる120名いらっしゃいました。また、廃止のままでもよいと判断されている方が24.2%、95名いらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、道の駅の赤字が出た場合の責任ということで、この議会でも3回か4回目くらいの質問になったかと思います。ここで、私のほうからまず道の駅の今の考え方、国を含めての、これを少しお話しさせていただいて、その責任という形で述べさせていただきます。

まず、道の駅は単なる利益を目的とするスーパーではございません。国土交通省が所管する道の駅の登録には三つの要件があります。一つ目が道路利用者の休憩、二つ目が地域の情報発信、三つ目が活力ある地域づくりを行うための地域連携であります。この三つが機能することで、地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場が創出されるものであります。

さらに、旭市道の駅では、産業振興、地域振興、観光振興、道の駅による防災機能の活用、整備を目的としております。道の駅が完成すれば、県内トップクラスの農畜水産産物の販売、流通、1年を通して人が集う交流の拠点、旭市の情報発信基地、雇用の創出など、旭市の産業の起爆剤になるものであります。だからこそ現在全国で道の駅が人気を呼んでいるものだと思います。また、国の政策においても、まち・ひと・しごとの創生として、道の駅の第二ステージの本格展開、道の駅による地方創生拠点の形成を推進しているところであります。

これを受けて、赤字になったということの回答ですが、総務省の第三セクター等の経営健全に関する指針がございまして、初年度以外は赤字を想定しておりませんが、仮に赤字になっ

た場合には、経営責任は第三セクターにあります。売上げとサービスの向上はもとより、徹底した効率化による健全経営にしっかりと取り組まなければなりません。それでも赤字が出てしまったら、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体であり、公共性・公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として第三セクター等の自助努力によるべきであります。性質上、第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、これは例えばトイレとか駐車場部分ですね。そのような機能の経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められるケースについては、地方公共団体が公的資金を行うこともやむを得ないと、国のほうからも指針が出ております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは7番の中央病院について、介護施設、特老等グループホームの赤字についてご回答申し上げます。

ご質問は、なぜ赤字だと、赤字の理由はということだったろうと思います。赤字とおっしゃっているのは、先般認定いただきました25年度決算のことを指して、その中の一つのセグメントである施設のことはおっしゃっているんだろうと思いますが、まず25年度決算で特別養護老人ホームは事業収益が2億1,022万1,000円、特別養護老人ホームの事業費用は2億1,026万7,000円で、最終的には4万6,000円赤字でございました。

赤字の理由といたしましては、先ほど民間の特老との比較でおっしゃっておりましたけれども、民間の特老と比較いたしますと人件費が高額であるということだろうというふうに思います。ちなみに、26年度は黒字化する予定で今見込んでございます。

グループホーム・ケアホーム事業につきましては職員2名で、届け出は6名ですけれども、入居定員、現状運用は4名で運営しております。平成25年度決算では収益は593万円、費用が1,418万6,000円で、825万6,000円の赤字でございました。要因といたしましては、こちらは入居定員4名で実際運用してございまして、1日平均は3.6名で、これ以上増加を見込むのはなかなか難しいということと、費用は職員2名の人件費の負担の比率が収益に対して高いということでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 私からは、8番目の袋公園用地売買契約についてお答えいたします。

この契約につきましては、平成21年5月12日、地権者本人が来庁し契約書に署名捺印しております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 農水産課のほうから、10番目、産業まつりについて。1か所に集約して実施しない理由ということで、一回でできるようなイベントにという提案をいただきました。

市といたしまして、産業まつり、これは旭の合併前から旧旭市、海上町、干潟町におきまして、昭和60年前後に産業の振興と住民の交流を目的に、さらなる地域の活性化のために、秋の農産物の豊富な時期に開催されておりました。合併後も引き続きまして3地区での産業まつりを開催してきたところでございますけれども、行政改革における事務事業評価、これにつきましては各まつりで重なる出店者も多く、開催形態が似通っているということで、市の大きなまつりとして一体感を持った開催を進める方向として考えております。

産業まつりは地域に根付いたまつりとなっておりますので、産業まつりの再編につきましては各地域の理解を得る合意形成のために、平成25年12月から各まつりの代表者を委員といたしました産業まつり検討委員会、こちらを設けて、開催方法ですとか開催場所などにつきまして協議を重ねているところであります。今年の産業まつりも、皆様のおかげで無事終了することができましたので、今後検討委員会を開催して検討してまいりたいと思っております。

旭市は県内一の農産物の生産地としてまつりの情報を発信し、多くの市内外の方に来場いただけるようなイベントにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それでは、再質問に入ります。

1番、本庁舎における喫煙のところ。

先ほどの回答、イエス・オア・ノーでいいんですけども、条件付きみたいな形で、議会は勝手にしろというような話ですね。この建物はご存じのように吹き抜け、階段が吹き抜けておりますよね。空気が循環してしまうんです。だから、3階はご自由に吸ってください、1階・2階は真面目に外へ行きます。これじゃだめなんですよ。どういうふうに解釈された

んですか、私の質問。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 庁舎内が禁煙だといっているのだから、周知徹底をしっかりとしてくださいというふうにとりました。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） だから、庁舎内とはどこですかという話になりますね。３階は勝手にやれじゃないんですよ。どうぞ。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 冒頭、財政課長から、庁舎の中の３階はこういう議場、それから議員控室、正副議長の部屋、委員会室と。３階については議員のほうに管理をお願いしてある関係上から、お願いはしてあるんですけれども、あと議員、全員協議会なり議長に申し出て、そういうものはきちんと議会のほうで決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） ありがとうございます。そういうことです、回答というのは。それで結構です。

２番目の質問にまいります。監査委員について再質問です。

条例というか法律第196条で旭市の場合２名ということで、それはよくよく承知しているわけです。ただ、870億円という予算規模というのは、全国上場企業だけでも3,400社あるわけです。中小入れていきますと5万5,000社という数があるんですけれども、875億円の売上げという換算でいきましたら全国で40位なんです。大企業の中でも超一流です。そうなりますと、もうけるわけではない地方公共団体ではありますけれども、規模が大き過ぎます。

ちょっと質問なんですけれども、監査委員が３名、うち２名が議員から出るということであと１名が識者ですか。

（発言する人あり）

○４番（有田恵子） ２名が識者で議員が１名ですか。すみません、どうも。

その常勤２名が識者、常勤ですか。そのところちょっと。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 監査委員につきましては3名、非常勤でございます。

有田恵子議員の申している意味はちょっと分かります。こういう八百何億円の予算を抱えてということで大変だということなのですが、一応法律等で決まっておりますので、もしそのほかの特殊な事情等ありましたら外部監査委員、そういうものを雇わなければなりません。そういうことで現在、現3名の監査委員で十分機能していると思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ありがとうございます。

人口が25万以上の所が都道府県なんですけれども、都道府県で大体4名ぐらいいらっしゃるといような話がさっきありましたね。それ以外は2名で、結構、旭市はちょっとぜいたくに3名いるというような話なんですけれども、人口規模が25万人ですね。ここは人口規模が25万人というのと大体300億円くらいの規模の地方自治体になるんですけれども、中央病院が350億円くらい加算されてしまいます。そのところを私は申し上げていて、あまりにも大き過ぎるということを言っているんですけれども、独法化になれば恐らく監査法人が付くからそれでいいとは思いますが、それもまだ決定しているわけじゃないですから。

それで、875億円に対して25万人という規模で考えるよりも、はるかに超えてしまったあれなので、なるかならないかとかいうんじゃなくて、提案としてやっぱり監査法人を置くべきかなという感じがしたものですから、ちょっとお考えいただきたい。それが嫌だったらもう切り離して、独法化に早く中央病院をしてしまったほうが簡単な話かなと、ふと思ったりもしますけれども、そういうことです。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 監査委員については、自治法できちんと人数については決められております。当旭市の監査委員については公認会計士もおりますし、きちんと3名で職務に当たっていただいております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それでは、3番目の三川蛇園道路に移りたいと思います。再質問です。

各事業の費用ということで言っていたんですけれども、25億円が道路で排水が19億

円ということなんですけれども、2番目の費用対効果、数値について。これは再三言っているんですけれども、6億円だったんです、最初に、トンネルぶち抜き。17億円、分母が11増えるだけの話なんですけれども、ちょっと今計算できますけれども、この時間の間で計算しておいてくれますか。これ算数なんです。難しくありませんよ。これ何回も言っているんですけれども、なぜここだけを飛ばすんですか、あえて。こんな簡単な算数、小学生でもできますよ。間で、時間のある限り計算しておいてくださいね、簡単ですから。

3番に移ります、その間に。

各事業の関連性について。ここちょっと大事な所なんですけれども、三川の道路を造ることと、蛇園の南地区の排水、これは同時にしないといけないんですか。切り離した問題じゃないんですかということです。これちょっとお願いします。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の3番目の、各事業の関連性についての再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） これまでもご回答の中で申し上げましたが、単純に分母を変えればいいというものではございません。それと、1回目のご質問に対する回答でも申し上げました。あくまでもこれは概算額でございます。最初のトンネルの17億円と同じように、今正確でない数字を申し上げますと、またその数字が先行するおそれがありますので、今現在はB/Cについてははじけないというお答えをさせていただいております。

それと、各事業の関連性ということでございます。これにつきましては、私が今さら申し上げることではないと思いますが、まず、国交省のホームページの中で交付金の概要、こちらにも以前有田議員、見えていますよということでした。これまでの補助金制度であります、道路は道路、地域の排水というものは補助事業がございません。これが交付金事業に変わって、まず政策課題を自ら抽出したものが基幹事業にプラスされることがあります。これらを効果促進事業と申します。先ほどの回答でも申し上げさせていただきました。ですから、これまでの補助金ではなかなか認められなかったもの、複合事業として地域のインフラ整備としての複合事業、こちらが道路の整備と排水整備事業を改めて併用して活用しているものでございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2番の、これ幾ら言ったってやっていただけない。ちょっと言っておきますね。費用対効果。これ分母へ17を入れると、費用対効果のこの計算方法を分かっておら

れる方はいいんですけども、1が基準、1が効果あるかないかの基準。1より上が効果がありますね。1より下だったら何の効果もない、やめたほうがいいと。これ1切っているんですよ、17入れると。それが怖いから言えないんでしょう。それだけの話でしょう。怖くて数字入れられないでしょう、1切ってしまうから。0.68とかそういうふうな数字になってしまうんですよ。

3番の事業の関連性、効果促進事業とか言うんですけども、これ別々にやれるんですよ、道路は道路。ちょっとその辺のところの回答、ちゃんとおっしゃっていませんよ。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員に申し上げます。順番を追って質問をお願いしたいと思います。今の質問2ですか、3ですか。

○4番（有田恵子） カウントに入れてください。

○議長（高橋利彦） じゃ（2）はいいですか。費用対効果。それはいいですか、もう質問は。

○4番（有田恵子） 費用対効果、これ必ず作ってください、今この間に。

○議長（高橋利彦） じゃ、大きい3の各事業の費用についてですか、1番目の。ここから順番を追ってやってください。

有田議員。

○4番（有田恵子） 各事業の費用、1番。これは聞きましたからいいですよ。費用対効果数値、作ってください、これ。

○議長（高橋利彦） 1点目はいいですか。1点目の各事業の費用について。

○4番（有田恵子） これはいいですよ。

○議長（高橋利彦） じゃ、2番目の費用対効果について。

○4番（有田恵子） これ私が作りましょうか。1切っています。じゃ、これ結構です。

○議長（高橋利彦） これもいいですか。

○4番（有田恵子） はい。次。

○議長（高橋利彦） じゃ、3番目。各事業の関連性について。

○4番（有田恵子） 各事業の関連性。これを再度確認させていただきますね。道路は道路で造る、排水整備は整備です。これ日程を変えようと何年後にしようとしまいと、造れるという事業ですね。どうですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 別々の事業というお話ですが、これはできません。それこそ手戻

りになってしまいます。道路を先行させて後から排水を造るという部分では、必ず手戻りになってしまいますので、それはできません。それらの各市町村が抱える政策課題、これらを基幹事業に合わせてできるというのが、この交付金事業の特徴でございます。

ですから、これまでのルートの経緯も含めまして、地域の抱える政策課題というものを踏まえた中で当時判断いたしまして、道路の整備と併せて地域の排水の整備も実施しますということと議会に承認をいただいたものでございます。

○議長（高橋利彦） 有田議員、残り時間11分ですので、その辺考慮いただきたいと思います。

○4番（有田恵子） 問題はここが一番大事な所ですから。

4番、新市建設計画との整合性について。道路の番号を正しくちゃんと記入していただいていますかね、新市計画。いいかげんというか、126から0207、0208、103とか、何か物によってみんな違っているんですけども、それちゃんとされていますか。仮にそれ、ちゃんと国とか県ですね、言っていなかったら、それまでの間違った所はオジャンですからね。その辺ちゃんとやっておられますか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） これまでもご答弁申し上げてきました。19年当時から新市建設計画で示された路線番号、どちらがより効果を発揮するものかということで検討してまいりました。その結果が、21年9月の議会にて1本でのルートをお示したものでございます。あくまでも地域間連絡道路という大冠がございます。こちらを優先させたものの中でルート検討をしていったものでございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） もう1回いけますか、ここ。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） いいですか、はい。

じゃ、一体としてやられるということで、そうすると25億円が道路、排水が19億円、合計44億円。これ大き過ぎますよ。こういう、もっと優先するものがありますでしょう。アクセスだとか何とかかんとか、いっぱいあるわけでしょう。こういう所をなぜ優先するのかと。間違っていますよ、本当に。その意識は全然ないですか。これはライブですからね。議事録に全部載りますからね。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 10月22日の全員協議会の中でも、地元の議員でございます林正一郎議員から、合併前の旧飯岡町・海上町議会議員連絡協議会なるもののご説明があったと思います。当時はそういった補助事業もなく、概算費用で60億円を超えると。とてもその体力が2町にはないということで、新市建設部会の中で地域間連絡道路としてどうしても取り上げていただきたいという部分を酌んだものがこの新市建設計画でございました。我々は、それに基づいて、全て議会に承認をいただいた中で実施をしているものでございます。

○議長（高橋利彦） 市長。

○市長（明智忠直） 新市建設計画は合併時に計画されたものでありまして、それに基づきまして、平成19年に旭市総合計画基本構想が作成されたわけであります。その、今は後期基本計画に沿って、こういった総合計画というものはありますけれども、この中で地域間連絡道路の整備、その次に飯岡海上連絡道の整備ということをやっております。安全で魅力のあるまちづくりという基本方針の中で整備していこうと。そういうことに総合計画でなっておりますので、最上位計画でありますので、旭市の。それに従って今事業を遂行しているところでありますので、このことは議会でもかなりいろいろ、これまでも議論していただいたことであり、今の状況の中で作られてきていると認識していただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 今市長から最重要計画だという、合計44億円かけてもいいと。もともと60億円かけようかというような話があったというようなことですけれども、市庁舎の建設、40から50億円ですることができるということを前にもお聞きしたんですけれども、これは市庁舎よりもずっと大事なんですか。これ緊急ですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 総合計画は、やはり旭市のまちづくりの基本でありますので、庁舎もその中に入っております、きちっと。それで、有田議員が言いましたように、今両方で四十何億円と言いましたけれども、やはりこれは交付金事業であります。恐らく皆さん方は同じ税金ではないかと言われる方もいると思いますけれども、国からいただけてくるお金、県からの補助金、それを差し引きますと市の負担金というのは、道路のほうでは約5億円、そしてまた蛇園南流末排水路の中では約1億数千万円。その自治体の負担金で事業が完成するとい

うことになっております。

今後いろいろな状況の変化があらうかと思いますが、今言った数字が全部全てだとは言いませんけれども、大体そのくらいの額で自治体の負担、そういったことでできますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 行政改革アクションプランということで、先ほど課長のお話を聞いた限りでは、国の、昔民主党が派手にやっていたああいう行政改革とは違うんだと、この市は、ということでよろしいですかね。全然違うものだと。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 国の実施した行政改革とは違うものということではないです。国は事業を順位付けしながら、その事業を廃止に持っていくような事業を仕分けしておりました。このうちのほうのアクションプランというのは、少なくとも市民サービスを向上させるという大きな目的があります。そういう中で、経常経費も減らしていかなければいけないと。しかも、職員が事業を進める上で、例えば漫然と進めることのないような形で持っていけるように、そういったことも取り組みの中に全て入れて実施しているということで、単純にこの事業はやめますとか、そういう形ではないよということを言いたかったということでございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 1番はそれで結構でございます。

2番、地区懇の話ですね。あの説明を聞いて、そんなに多くの人がいるのか、一つの所に100名ほど参加されていましたね。何か所かやっておられましたけれども。あれを聞く限りでは、インフラを建てた後一番大事なことは、あとメンテがいるんだと。メンテが25億円、あのスライドですよ。メンテだけで25億円かかってしまうんだという、年間ですね。だから、インフラを造る、箱物、この2種類のものを造っていく段階であまり造れないんだというような話なんですね、あの話は。

その中で、メンテもかかってくる、老朽化どんどんしてくると。交付金がどんどん減らされると。15年後以降はがた減りになりますね、20億円減らされるというような話が来ますよね。そのときにインフラの古いもの、メンテがどんと入ってくるというようなことが書かれてあるわけですね。そうすると今の、ちょっと関係ないにしても、行政改革ということで関

係性を付けて話させていただきますけれども、造らないでいこう、メンテが大変だからという話の中でどんどん平気で44億円のができていくという、これは本当に矛盾した話の中でちょっと理解できないような感じで流れているんですけれども、これは行政改革の、課長のところで答えていただけるような話かどうかちょっと分からないんですけれども、どうですか。だめだったらだめでいいです。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 確かに地区懇で、今の公共施設、これは1市3町が合併して重複する施設もある、老朽化も相当進んでいる。今まであったものを全て同じように建て替えていきましょうという形であって、その時の費用を積み上げるとこのくらいの金額になりますよと。それをならしていくと年25億円が必要になってしまうのではないですかということの問題提起させていただきました。

ですから、この先にどういう形で行政改革を進めるのかというのは、いろいろな案があると思います。ただ、そこの中でも市民が近くにあればいいとかという形で、そのまま建て替えを進めていくことは難しいですよというのを、少なくとも意識の中に入れていただきたいということがまずあります。ですから、地区懇でご説明した内容につきましても断定的に、こうしますよということをしていません。少なくとも今から考えていきませんかという形で投げかけています。そのところが大事だと思っています。必要なもの、必要でないものを、少なくとも市民の側からも考えていただいた上で、将来のあるべき姿というのを考えていくというのがあるんだろうということで、示したものでございます。

今、有田議員は、インフラ施設についても、そこの中で考えていくとこの公共施設、いわゆる箱物だけじゃないから、矛盾があるんじゃないかということをお願いのかもしれませんが。当然それは今うちのほうも、この先どういう形でいくのかというのを考えなければいけません。それについては、今公共施設等の総合管理計画というのを、国の中で平成28年度までに全て作りなさいよと。例えば今、国のほうはこれに位置付けられなければ社会資本整備等の補助金も付けない、そういうところに今方向転換しようとしています。

ですから、その計画が非常に大事であって、それらについて今後長寿命化計画をそれぞれ作って、その中で公共施設、インフラも含めてどういうふうにしていくのか、その方針を立てていかなければいけないということでもあります。今現在はまだ、確かにお金に余裕があってできるという内容ではあります。ただ、将来的な危機感をうちのほうは申し上げた。今

から準備していきましょうということに、それをお話しさせていただいたということでございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ありがとうございます。市民に対して警告、指導するということはずばらしいと思います。

市民に言うだけじゃなくて、先にちゃんと考えてくださいね、執行部のほうも。何度も言いますけれども、税金なんですけれども、税金は、いわゆる市民税は取っていますよね、市は。でも、所得税、法人税は国に先に行きますね。結局戻ってきていますから、もらうんじゃないんですよ。払っているのを返してもらっているだけなんです。その辺が何か、税に対する考え方というのが執行部の方って、私ちょっと分からない。私、株式会社の社長をしておりますけれども、その感覚がやっぱり違うなと感じますね。

市は、蛇園に多くの市債を発行すればいいんだ、1億円の流末の市債を発行、足して5億円。この5億円だけでも大きいですよ。40億円もらえとかいう、その感覚がですね。先に払っているんですよ、こっちが、市民が。その辺の感覚を訂正していただきたいなと、ちょっと頭を切り替えていただきたいなと思います。そういうことです。これで3番終わります。4番までね。

○議長（高橋利彦） 答弁、どうします、今の。

○4番（有田恵子） 答弁は市長、お願いします。

○議長（高橋利彦） 市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、税は国へも地方へも、皆さん方、私どもはじめ払っているわけでありますので、お札の色は分かりませんが、ただ言えることは、事業をやらなければ国からはお金は引っ張ってこられないということであります。事業がなくて払った分だけ返してくれと、そういうわけにはいかないということは国の仕組みでありますので、それはそれで理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） もう終わりますよね。

○議長（高橋利彦） 今度はどれやりますか。

○4番（有田恵子） 今度は5番です。長いから混乱しますよね、すみません。

ここからは回答が出ています。ちょっとコメントだけだと言って終わります。寝とってください。

敬老大会ですね。これパンの問題じゃないんです。電話がじゃんじゃんかかってきた。パンの問題じゃないんですよ。いろんな所でお金を使いまくって、何で自分らにけちるんだというようなことで、パンが食べたいからという話はなかったです。そこまで貧しくないでしょう、ここの人たち。要するに本当は、パンを出したほうがいいですよ。寝たきりで家に閉じこもって何も出ない。医療介護費を使われるよりは、300円、400円のことでみんな楽しく来てもらうんだったら、パンぐらい出したほうがいいと思いますよ。そういうことです。

道の駅。これも結局何ですか。地方公共団体から税金が投入されるんですか。これなんかやめてください。訴えていきますよ。

7番、中央病院の赤字。この赤字、介護施設と病院と切り離すような考え方がないんですかね。これだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 今現在、病院事業会計の一セグメントとして行っておりまして、現状、切り離すということは病院のほうでは考えてございません。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 袋公園の、これ最終でいきたいんですけれども。ちょっと結論だけ言っておきますね。地権者ご本人が来られた。うそです、来ていません。これだけ。

9番いきます。続けていきますね。もう終わります。

避難道路整備。これはぜひもうちょっと考えていただいて、看板なんかあんなの安物ですよ。看板ぐらい立てるんじゃないくて、もうちょっと道路を整備していただいて、何かあった時には皆さん上がれるような入り口にさせていただきたいなと思います。迂回させながらも、階段をスロープにできたらいいなと提案させていただきます。

産業まつり。これは、私はもう産業まつり大好きな人間ですから文句言いたくないんですけれども、イベントとして、日本中の一番のイベントにさせていただきたいなという願いがありますから、分散投資は不利ですから一本にしたほうがいいんじゃないですかということを提案させていただきまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○副議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 議席番号10番、公明党、伊藤保。発言の許可が出ましたので、質問をいたします。

今年も残すところ24日で新年を迎えることとなり、この14日には衆議院議員選挙が行われ、慌ただしい中、執行部の皆さんは現在新年度、平成27年度予算編成に追われていることと存じます。

来年は合併10周年を迎え、旭市にとって節目の年となるわけでございます。自主財源の少ない中、復興に向けた事業、新市計画事業や市民が安心して生活できる旭市へと、市政運営をしていかねばなりません。この時期、どうしても気になるのは新年度予算ですが、そこで1項目、平成27年度予算編成について3点ほど伺います。

1点目、市長がお考えになられる政策などは反映されると思いますので、新年度予算編成における市長の基本姿勢について伺います。

2点目、自主財源が少ない中での予算編成なので、収支見込みについて伺います。

3点目、行政改革について、来年度の目標を掲げると思います。その目標を伺います。

2項目めに、平成27年度予算で実施する施策について。

1点、新規に実施する施策について伺います。

3項目め、今、国が方針決定して今後行われるであろう制度が幾つかあります。旭市が実施する予定の施策、制度について3点ほど伺います。

先の国会で法案が成立しました地方創生について、どのような政策なのか伺います。

2点目、マイナンバー制度について、どのようなものか伺います。

3 点目、地方公会計の整備推進についてこの 5 月に通達があったようですが、現在ほとんどの自治体では現金主義会計、単式簿記で、今後地方公共団体は平成30年 3 月、遅くとも平成33年 3 月までに発生主義会計、複式簿記に移行するようなことが雑誌に載っていましたが、分かりやすく説明をお願いいたします。

消費税率が 5 % から 8 % になりましたが、植木や庭に水をまいたりする夏場から秋にかけて水道代が高いとあちこちで聞こえたので、4 項目めに水道料金について。

1 点目、この近隣市町の水道料金について伺います。

2 点目、料金を値上げした経緯について伺います。

3 点目、繰出金等について伺います。

最後に、今後施設の老朽化などに伴い経費がかかることが予想されるのではないかと思います。どのように対応するのか伺います。

以上で質問を終わります。再質問は自席で行いますので、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1 項目めの27年度予算編成について、（1）の新年度予算編成における市長の基本姿勢についてということでお答えしたいと思います。

平成27年度の予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針及び社会情勢等を十分に考慮しながら、旭市総合計画をはじめ各種主要計画に掲げる諸施策を着実に実施するとともに、市税等の自主財源の確保と歳出の見直し、合理化を図りながら、将来に向けてより効率的で健全な財政運営を進めるために、次の四つの基本的な考えに基づき予算編成を行ってまいります。

一つ目は、復興計画の仕上げへの取り組みとして被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり及び「がんばろう！旭」復興支援事業等の着実な推進。

二つ目は、活力ある地域社会づくりへの対応として産業の活性化と市の魅力を高める道の駅施設を整備するとともに、定住促進や子育て世代への支援など人口減少対策に関する積極的な取り組みを図っていききたい。

三つ目は、「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」を将来像とした旭市総合

計画・後期基本計画の六つの基本方針に掲げる諸施策の計画的な実施を行ってまいります。

四つ目は、行政改革アクションプランに掲げる課題に対し、財政運営の効率化に関する取り組み事項に留意するとともに、事務事業評価や事務事業優先度評価等の結果を踏まえ予算編成をしていきたいと思っております。

以上が平成27年度の予算編成の基本方針であります。

○副議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 私からは3点、お答え申し上げます。

初めに、予算編成についてのうち収支見込みについてであります。

新年度予算につきましては、現在予算編成に向けた作業を始めたところであり、各課の要求額の積み上げ作業を行っているところで、金額についてはこれからでありますので、ご容赦いただきたいと思います。ただ、ここ数年、震災・復興と合併関連事業により、本市の予算は増大してきております。平成28年度からの普通交付税の合併算定替えの終了に向けて経費を節減し、予算規模の抑制を図っていききたいと考えております。

次に、大きな2番目の実施する施策についてということですが、平成27年度に実施予定している主な施策については、現在継続中である事業が中心となるのだろうと思っておりますが、震災関連事業として震災復興、津波避難道路整備事業、津波被災住宅再建支援事業、飯岡中学校改築事業などを震災対策として、それから合併関連事業として、中央病院アクセス道路をはじめとした地域間連絡道路の整備、排水路整備事業など。また、活力ある社会づくりに向けた事業としては、道の駅施設整備事業や定住促進奨励金交付事業などを予定しております。

ご質問の新しい事業につきましては、今後関係部署と協議を重ねながら、施策の選択や事業費等を精査していきたいと考えておりますので、今の時点ではお話しできないところであります。

三つ目、最後ですが、大きな3番目の（3）として、地方公会計制度についての説明ということであります。

議員ご指摘のとおり、地方公会計制度は複式簿記、発生主義といった企業会計の考え方を取り入れ、道路や建物の資産、それから地方債の負債といったストック情報、減価償却費等の現金支出を伴わない費用や人件費等を含めた事業のフルコスト等を把握し、的確な財務マネジメントを実施するためのものであります。

本制度の導入の経緯につきましては、平成18年度総務省の通達により人口3万人以上の都

市に対して導入を図ることとされ、平成21年度（平成20年度決算）までに基準モデルまたは総務省方式改定モデルに基づいて、財務4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、これらの整備、または4表作成に必要な情報開示をすることとされました。

旭市は、作成を開始した平成21年度、平成20年度決算から基準モデルに基づいた財務4表の作成を行っており、市のホームページ等で公表するとともに議会にもお示ししてきたところであります。さらに、本年4月30日に総務省から公表された今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書、これによりますと、財務書類等の作成に係る新たな基準が示され、平成29年度、平成28年度決算から、全ての地方公共団体が固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準により、この財務4表を作成することが求められたところであります。旭市については、今までと同様、改定すべきところは改定しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、平成27年度予算編成についてのうち（3）の行政改革についてということでお答え申し上げます。

行政改革の目標を伺うというようなことでございました。平成27年度でございますが、次期第3次アクションプランの計画の初年度となります。このアクションプランにつきましては、現在は所管課から提出されました推進項目の取りまとめを終えまして、行政改革推進課で計画内容を検討しているところでございます。

このような状況ですので、新年度予算でまだ、それも予算の編成段階ということで、来年度予算の行政改革の目標をお答えするというのは非常に難しいのかなと思っています。今、冒頭市長からもございましたとおり、行政改革アクションプランに掲げる課題というのは、予算編成の中でも留意する事項ということで出ております。仮に予算編成において行革によって見込めるということであれば、例えば歳入といたしましては収納率の向上への取り組みだったり、未利用資産の処分を推進する。それから、歳出であれば一般的行政経費の削減等経常的経費の減というのを見込めるのかなと思っています。

今策定中の第3次アクションプランにつきましては、素案等の早い段階で議会の皆様にもご報告いたしまして、ご意見を反映していきたいなと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、3番の（1）地方創生についてお答え申し上げます。

国会の解散直前に、まち・ひと・しごと創生法が可決され、総選挙後には本格的に地方創生の動きが活発になると思われます。この、まち・ひと・しごと創生法の概要を申し上げますと、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごとの創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとし、「まち」に関しては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域を形成、「ひと」に関しては、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保、「しごと」に関しては、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を目指すものというものであります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） では、3番の国の方針で市が実施するマイナンバー制度の概要についてご説明いたします。

法律によりますと、本制度の趣旨・目的は、国や地方公共団体など複数の公共機関にある個人の情報について、同一の者の情報であることを確認できるシステムを構築して迅速かつ安全に情報を管理し利用することにより、行政運営の効率化と公平・公正な行政サービスの推進を図るとともに、行政手続き等における各種届け出、申請等の手続きや、本人の確認の手段の簡素化など、国民の利便性の向上を目指すものとされております。

身近なことで説明いたしますと、住民票がある全ての住民に個人番号を付番し、番号法で定められた事務、例えば年金や手当といった社会保障分野、申告等の税務分野、災害の支援といった災害対策分野の事務において、国や地方公共団体等の複数の機関で管理されている個人情報個人番号で関連付けて相互に活用していくことです。

そのことについて、市役所等の窓口での申請時に所得証明や課税証明、住民票などの添付書類が不要となります。市民の利便性が向上するとともに、文書でやりとりしていた国・県や他市町村への照会作業について、システムを活用することで時間や手間が大幅に軽減されるなど、行政にとっても事務の効率化に大きく資する制度となっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 大きい4番、水道料金についての（1）近隣市町村の料金についてでございますが、2か月20立方メートルの基本料金ということで回答させていただきます。銚子市が3,585円、東庄町が4,536円、香取市が4,536円、匝瑳市が4,449円となっております。旭市は5,184円でございます。

（2）料金を値上げした経緯についてでございますが、平成19年4月に水道料金を改定させていただきましたが、これは合併時における水道料金が合併前の各市町時代の水道料金をそのまま引き継いで暫定的な措置となっていたものを改定したものであり、平成12年4月改定以後、7年ぶりに改定させていただいたものであります。

水道料金設定に当たりましては、四つの水道事業体が一つになり運営を一本化したことによるメリットを生かすための緊急時の配水管のループ化。これは旭地区と飯岡地区、あるいは旭地区と干潟地区の連絡管、これは合併前からあったんですけれども、合併したことによってより強固なものにするということで、さらにループ化を行ったということであります。

それから、配水場の集水管理システムや末端水質管理システムの導入。これは旭配水場の事務所におきまして、海上・飯岡・干潟配水場の配水池の水位や機械設備等の運転監視ができるようなシステムですけれども、そういったものを導入したということです。及び、その当時竣工後25年以上経過していて老朽化、機能低下、部品供給不能等の問題が発生していました電気計装機械設備等の維持・更新工事、さらには累積欠損金の解消を考慮して、料金設定を行ったものであります。

（3）の繰出金等についてでございますが、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない水道事業に対しまして、料金格差を縮小させるために資本費の一部について一般会計から繰り出す制度があります。繰り出した場合は、交付税等によりその一部を措置されることになっております。繰り出しの対象となる上水道事業は平成26年度の基準で、末端給水事業のうち前々年度における当該事業の有収水量1立米当たりの資本費が164円以上及び給水原価が260円以上の場合で、経営健全化のための十分な努力をしていると認められる事業体が対象となります。

4番目の今後の対応ということで、老朽化あるいは更新工事というような意味合いの質問だったと思いますけれども、旭市の水道は昭和56年10月に給水を開始しました。一番古い管は35年ほどたっていることになります。水道管の耐用年数は40年とされておりますが、他の歴史のある水道事業体の状況を見ますと、特別過酷な条件、例えば交通量が多いとか、あるいは地盤が悪いとか、そういった所は別にしまして、40年を経過したからということで一律

的に更新を行っている所はありません。通常50年、60年というふうに長もちさせて使用しているというのが実態のようであります。

このように、歴史のある水道事業体の例からしますと、旭市の本格的な更新事業はまだ多少余裕があるのかなというふうに考えておりますが、しかし水道管が破裂しますと大きな事故につながったり、また、断水等水道利用者にも多大な迷惑をおかけすることになりますので、水道管の埋設状況等を考慮し、条件の悪い所から少しずつ更新作業を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 何点か再質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうから答弁をいただきました。第一に復興の完了というお話がありました。まだまだ、液状化をされた所とかそのまま残っているような状況であります。これを今後どうするのかということをおの中に、計画に入るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 完了というような言葉では言わなかったと思います。仕上げへの取り組みをしっかりとやっていくということを行ったつもりでありますけれども、当然まだまだ、それこそ皆さん方も、市民のみんなも、復興が完全になっていないというような部分がいっぱいあると思います。残った部分は仕上げということで全力を尽くして、県・国にもいろんな部分で要望していきながら、自治体単独でやれる事業についても、また生活再建、産業の復興、そういった部分でもしっかりとフォローしていかなければと、そんなふうに思っておりますので、そういった関連の予算はぜひ見積もっていききたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひお願いしたいと思います。

あと、2点目ですけれども、収支見込みについて伺いましたけれども、地方交付税、これは今年入っている部分があると思うんですけれども、地方交付税の見込みというのは来年度どのぐらいなのかというのは分かりますでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 総務省の思いとしては、減らさないでいきたいということのようでもありますけれども、いろんな部分で改革が進んでおり、合併を進めてきた経緯もありますので、基準については若干落ちるものがあるのかなと思いますが、基本的には現状維持を目指してくれるものだと考えております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、合併前の1市3町の交付税、合計の。それと今年の交付税はどのくらい増えているのかお聞きしたいんですけれども、分かれば。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。合併前については今数字を持っておりませんのでご容赦いただいて、18年、合併直後と比べてということではよろしければお話ししたいと思います。平成18年度と昨年、平成25年度の交付税額を比較いたしますと、平成18年度が64億2,371万6,000円。これに對しまして平成25年度は73億4,372万2,000円で、9億2,000万6,000円、14.3%の増となっております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは病院分というのがあると思うんですけれども、これは別なんでしょう。病院分を除いた金額はどのくらいになるのか分かりますでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

しばらくお待ちください。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほど申した数字が病院を除いた分ということであります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この項目は4回で終わりですね。

○副議長（平野忠作） 次、行政改革について。

○10番（伊藤 保） ぜひ市民に支障のないようなことをやっていただきたいと思います。

次に、行政改革について、来年の分、5か年ですか。長期であるというお話ですので、これもしつかりと市民に支障のないような形で、7年ですけれども、市民に支障がないような形で行っていただければと思います。人員削減とかさまざまな点で市民に支障を来すと、ま

た大変なことにもなりますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。2項目め、実施する新しい施策についてはまだはっきりとは分からないということですのでよろしいのでしょうか。およそこういうものをやりたいという、そういうお考えというのは持っていないのでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほど申し上げましたとおり、現在各課の要求が上がってきて、それを精査しているところでありますので、新規事業についてはもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、3項目めに移ります。

地方創生についてですけれども、1点目。

これはまだ法律ができておりませんので、今後市としてまた、こちらからやはり上げなくてはいけないという、そういうものがあります。ですので、これはどのように今後行っていくのか、あるいは市民団体から聞いたものをやるのか。それとも、この地域の特性を生かしたということで市民から広く聞いて、それで行うのか。その点だけちょっとお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、地方創生の具体的な政策については現在のところまだ全体像が見えてきていません。内閣官房に設置されました、まち・ひと・しごと創生本部がありまして、そこによりますと、まず地方公共団体においては国がその策定する長期ビジョン、それと総合戦略、この二つを勘案して当該地方公共団体の人口動向をまず分析しまして、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それを基に当該地方公共団体における今後5か年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する地方総合戦略を策定するものとされております。

旭市としましては、まず来年早々より人口動向の分析を開始いたします。そして、地方人口ビジョンを作成していきたいと考えております。その上で、旭市版の地方戦略を策定していくこととなると思います。今、市民の意見とかそういうものの聞き取りということなんですが、その辺もどうやっていいのかという国から示されているビジョンは、今この計画でいくと今年度12月くらいまでかかる。それを受けてやるということなものですから、その辺は今後しっかり国のほうのものをしながら作成していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この地方創生ですけれども、消滅する自治体が多いという話がありまして、人口減少に歯どめをかける。それから、地域の活性化というのがまずあって、これが作られたと思うんですね。地域の活性化ですから、こちらからやはり、旭市はこういう特徴があるんだというものを訴えていくというのも大事な点だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問ですけれども、マイナンバー制度についてですけれども、このメリット、デメリットがあると思うんですね。銀行の通帳の出し入れから何からすっかり分かってしまうというような、そういったものもお聞きしておりますけれども、そのメリット、デメリットというのはあるのかどうかお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ご質問のメリット、デメリットなんですが、メリットについては先ほど申し上げましたように、国や地方公共団体の複数の機関で管理されている個人情報個人番号で関連付けて相互に活用していくこと。デメリットについては、ないものと信じておりますが、世間では要するに漏えい、そういうものを疑う方もいるかと思いますが、そういう情報の漏えいはないものと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） このマイナンバー制度ですけれども、小渕内閣の時に話があって、建設事業主から非常に反対されて一回取りやめになった経緯があるということで、それはなぜかということ、やはり税務署に数字が全部分かってしまうというお話で一回延びた経緯があるんですね。ですので、市民にやはりしっかりと利点としてのこと、デメリットのことというのはやはり揭示していただきたいなと、このように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

地方公会計制度ですけれども、これは固定資産台帳とかそういったものはもうできているのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 固定資産台帳についてはできております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これ複雑になってくると思うので、若手の起用もあると思うので、人材育成という形ではどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。どのように取り組んでいるのか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 資格を持ったという意味ではなくて、県や国が実施しております研修会等に職員を派遣しております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ支障がないようにお願いしたいと思います。

4点目の水道料金についてですけれども、近隣市と比べるとやはりかなり高いわけがございますけれども、これなぜ上げたかという、先ほど話がありましたとおり8%になってからかなり高いんじゃないかというふうなお話が出ました。10%になって軽減税率ができれば、その辺のところも解消されるのかなというふうには思いますけれども、この近隣市の料金については伺いましたけれども、2点目の料金を上げた経緯についてはちょっと課長から先ほど答弁いただきましたけれども、その経緯については大体分かりました。ただ、3年に一遍見直しをするというふうに当時答弁されているわけです。いただいた資料を見ると、23年度でほぼ一般会計から繰り入れがないという形であります。そうなってくると、かなりもうけと言ったらおかしいけれども、利益が出ているんじゃないかというふうに思うんですね。現在のところ25年度6億8,200万円、このぐらい留保されているという話です。そうですね。

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） そうすると、県のほうの補助金というのは高料金対策として今まで出ていた分がなくなっているわけですね。その辺のところをちょっとお聞きしたいのと、あともう1点は、3年後に見直しをするというふうに過去に答弁されているわけですから、答弁の3年後の内容、やったのかどうか、その辺のところ見直しの会議をしたのかどうか、これを伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員に聞きます。水道料金の（1）の近隣市町村の料金についてか、あるいは（2）の料金を値上げした経緯についてか。2のほうですか。

では、伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 平成19年4月に値上げした時に、確かに3年後に見直ししますというようなことになっていました。水道料金は、基本的には3年から5年のスパンで見直ししなさいということなんですけれども、平成20年、21年ぐらいに企業債の5%、6%ぐらいで借りていたのが、借り替えしましたものですから、その辺で利息が随分下がった関係で、先ほど言った国の高料金対策に資本費と給水原価が基準に当てはまらなくなったために、23年以降該当にならないということでゼロになっているわけなんです。

今、19年4月に料金改定させていただきまして、先ほど言ったように、借り換えしたとかそういったもので利息が下がったりいろいろな状況で、純利益がここ何年か1億円、2億円、去年の25年も1億一千幾ら出て、その前も1億2,000万円とか出ていますので、今徐々に下がってはきているんですけれども、そういったような様子を見ますとまだもうちょっと大丈夫なのかなということもありますので、そのままにいるというような経過であります。

以上です。

（発言する人あり）

○水道課長（鈴木邦博） 会議は、そういったような状況、純利益が上がっていますので特別、水道課の中でそういった必要ないというような……。

失礼。運営協議会のほうで過去にそういった協議がなされて、先ほど言いましたように利益が上がっているということで、当面見直しは必要ないというようなことだと思います。

以上です。

○副議長（平野忠作） 水道課長に申し上げます。もうちょっとはつきり分かりやすく言ってください。聞いていてもちょっと分かりづらいもので。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほど、行ったということでございますけれども、当時の資料を見ますと、これは亡くなられた神子議員が質疑をしているわけですが、22年以降については改めて検討することとなっておりますので、将来にわたって水道水を安定供給し続けられるよう、事業の経営状況を見定めながら適正な料金設定をしてみたいという当時の課長の答弁が出ておりますね。

そうすると適正な料金というのは、地方公共団体ですから、また公営企業ですから、これは留保をどんどんしていくというのはちょっと、市民に上げた金額に対して、今もうかって

いると、もう少しもうけようかと。もうけと言ったらおかしいけれども、利益がもう少しある、何か目的があってこういうふうに残保させているのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほども説明いたしましたけれども、水道管につきましては耐用年数が40年ということで、まだ35年、多少余裕があるんですけれども、電機機械系統が当時25年以上経過していて老朽化、あるいは機能低下、部品供給不能等の問題が発生していたということで、それらを修繕していくというようなことと、先ほども更新、老朽化対策もまだ年数はありますけれども、ある程度事業費を平準化するために少しずつやっていくということで、それに充てていくというような考えであります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 充てていくという考えということですが、どれにどのぐらい充てるのかというのがこの留保資金では分からないわけですね。全体的な事業費、改良・改築する事業費ですね、それらはきちっと出ているのでしょうか、お聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 水道の留保資金がかなりあるということで、企業会計でありますので本当にいいことだだと思いますけれども、その留保資金の中でこれからの維持管理費用、例えばさっき耐震化の問題、新聞にも旭市では耐震化が一個もできていないというような話もありましたし、今、海上の配水池一つ、水道が順調に市内全域に回るようなことの計画の中で、配水池一つを工事するにしても15億円くらいかかるんですよ。だから、そういったこれからの整備、そしてまた維持管理費に充てていきたいということで、恐らく今の水道運営協議会の中でもその話は出たものと私も記憶しているんですけれども、そういった維持管理費に充てたいというようなことで、運営協議会の委員の皆さん方にはご理解いただいているところであります。

配水池、今海上のやつ15億円くらいかかりますので、そういった部分でもかなりの高額な出費があるわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 伊藤市長が話されていた中に、旭市だけでなく、この地域はほか

の地域に比べると2.5倍から2倍ぐらい高いということで、県にもお願いしているというお話です。今、高料金対策が出ましたけれども、県にやはりお願いして、もう少し何とか水道料金を一般市並みにしてもらえるか、そういう部分を話していただきたいなど、このように思うんですけれども、その辺はできるんでしょうか、お聞きします。

○副議長（平野忠作） 5回目の質問ですけれども、特別。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作） 水道課長。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作） いいですか。答えはいいということね。

では、答弁をお願いします。

○水道課長（鈴木邦博） ただいま質問がありました県内の料金格差を縮めるために、県のほうでは水道事業の統合広域化というのを進めています。県内に今、用水供給事業というのが六つあるんですけれども、まずそこを統合広域化するというので、今六つ一気にちょっと進められないということで、九十九里広域水道企業団と南房総広域水道企業団と県水が一本化して、そういった統合あるいは広域化ということを進めています。その状況に応じて、さらに他の地域あるいは私たちがやっている末端の給水事業についても広域化していったら、料金の格差縮小というようなことをやっていくという方向付けになっておりますので、先ほど言いましたように九十九里と南房総との統合というのを見ながら進めるということになっておりますので、その様子を見ていきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひね、格差がかなりあるんです。ですから市民に、やはり水道料金が安い所と高い所ではかなり違いますから、私も自分の家のことなんですけれども、水道料金が安いので井戸を掘りましたけれども、そういうふうな対策も自分ではして、市民もそういう対策をしていますけれども、やはりそれは強く県に訴えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 0分

再開 午後 4時15分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど伊藤保議員の質問に対しての答弁で私の間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

海上の配水場の増設・増築につきまして、十数億円かかると言いましたけれども、実際は5億4,000万円だそうですので、ご理解いただきたいと思います。訂正させていただきます。よろしくお願いします。

◇ 太 田 將 範

○議長（高橋利彦） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 日本共産党、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行います。

一つ目につきましては、食彩の宿いいおか荘についての質問をしたいと思います。

ご存じのように、いいおか荘は飯岡の元の町民の方々から見ますと、大変気持ちのこもった施設といえますか、大切な施設だったというようにお聞きしております。ここが復興しませんと、なかなか東日本大震災からの復興というふうに結び付かないというのが飯岡の方々の、人たちの気持ちではないかと思います。

そこで、今3次の公募という形で業者を募集しておりますけれども、その貸付実務の進捗状況とか分かる範囲で、何社ぐらいが来ているというようなことをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、具体的に、例えば旧いいおか荘の時に雇用の状況で何人、人を雇っていたとか、地元の商売の方々からどれだけ商品を買っていたというようなことについて、経済効果といえますか、そういったものが分かれば、アバウトで結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

それから、今度候補者の選定に当たりまして、3次の公募という形での募集要項というのが出ております。これを見ますと、賃貸契約というよりはむしろ経営の委託契約みたいな形

の契約に近いものなんですけれども、これが1次、2次、3次の時の公募の条件と一致しているのかどうか、あるいは変わったのかどうか、この辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

次に、2番目といたしましては、介護保険について質問します。

今年の6月に通常国会を通りまして、医療介護の総合法案というものが国会を通過しました。その前に、介護保険につきましては来年の4月からかなり大きな制度の変更がございます。これにつきまして、どのような形のものになっていくのか。また、医療介護総合法によりどのように旭市の介護が変わっていくのかというようなことにつきましてご回答をお願いしたいと思います。

次に、同じ介護保険につきまして、(2)といたしましては、要介護1・2の認定者の施設入居の制限ということがこれから出てくる可能性があります。ですから、これについて担当の課はどう考えているのかというようなことをお尋ねします。

(3)といたしまして、要支援1・2の方々の認定者の支援事業についてお尋ねします。どういった形になるのか。今まで介護保険で行われていたものが市の事業に移っていくということになりますけれども、具体的な準備だとか、どういうふうになるのかというようなことについて、担当課より説明を求めたいと思います。

それから、(4)として、医療介護総合法の財源問題と旭市の対応についてということでございますけれども、特に低所得者用の減免制度を入れる場合、国は消費税の増税分を充てると、10%になった時の増税分を充てるという主張でした。ところが、今度選挙で1年半ですか、先送りされてしまったということになりますと、当然事業が行われなくなるか、あるいは、このままやって旭市の自己負担でいくのかどうか。この辺についてお尋ねします。

大きな3番目として、子ども・子育て支援事業について質問いたします。

旭市の就学前の子育て支援事業の概況を求めたいと思います。

これも来年の4月から、かなり制度設計が変わります。幼保と一緒にやる認定こども園とか小規模保育、あるいは家庭的保育、あるいはショートステイといったさまざまなメニューが出てきております。今まで旭市の場合ですと、ほとんど幼稚園と保育園という形で就学前の子どもたちの支援といえますか、そういったものを行ってきているわけですが、これがどのように変わっていくのか。特に旭市の場合、主だった形での事業者が、ほとんど市が行うか、幼稚園等学校法人ですか、そういったところがやっていたと思うんですけれども、新しい形ですと、定員から何から物すごく種類が多くて、とても私どもではちょっと覚え切

れないような制度設計になってきております。

そうになってきておりますので、その制度設計について、例えば幼稚園型の3歳児以降を教育としてやっていたところが、保育に参入することもできるようになりますし、また逆もできるようになります。20人未満の定員で保育もできますし、いろんな形の保育ができますけれども、具体的にもう来年の4月からということになりますので、具体的に事業者の方がそういった事業に参画してくるのかどうか、この辺、担当課のほうで分かれば教えていただきたいと思います。

それから、保育と幼稚園の経営という形だけではなくて、就学前の子どもたちに対していろんな形での支援の事業に取り組まれることができるようになります。特に新しい事業として旭市で考えているものがあるのかどうか、これについてもちょっとお答えをいただきたいと思います。

特に心配なのは、(3)の小規模保育の認定基準、あるいは施設だとか人員配置の基準、こういったものがどうなっていくのか。国の基準ですとかなり、今の制度から見ると甘い基準です。これについて、例えば小規模保育の場合ですと、20人未満の子どもを預かることができますので、これから人口が減少していった定員の20名を維持できなくなった場合、そういった形での保育もできるわけですので、そういった形で9月の議会ではそういった法案が出てきています。ですから、そういったことにつきまして旭市の対応について、特に小規模あるいは家庭的保育を行っている場合に、支援の仕方について、基準のとり方について説明を求めたいと思います。

それから、(4)として、これもやはり消費税絡みなんですけど、子育て支援の制度を実現するために消費税を10%に上げると、その財源を使うということが明記されております。ですから、これもやはり穴があいてしまうわけですから、この辺の財源問題をどう考えているのかということについて質問させていただきます。

次に、大きな4番として、病院事業について、旭中央病院の経営形態について質問します。

最初に、林議員からいろいろ一般質問がありましたけれども、似たような感じになってダブるかもしれませんけれども、中央病院との間では意見のやりとり、質問のやりとりはあったんですけども、この議会の中で執行部あるいは企画政策課長あたりとのやりとりというのはまだ行われておりません。施政方針演説で独立行政法人化が妥当だという方向が出てきているということになりますので、特に独立行政法人化しなければならないメリットとかデメリット問題というのがまた出てくるはずなんです。それから、独立行政法人にしなければ

ならない必要性、こういったことについて担当課から説明を求めたいと思います。

次の質問は自席で行います。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうからいいおか荘につきまして何点かご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

最初に進捗の状況というようなことで、応募の状況につきましてお答えいたします。

募集につきましては、ご承知のように今週末、12月12日が申し込みの期日となっております。本日午前中現在でありますけれども、ちょっと確認した中では先週まで10の事業者に現地説明等を行って——申し訳ありません。その前に、現在での募集申し込みの提出はまだ1件もございません。ただ、申込者はありませんけれども、先週末まで10の事業者、この方々が現場いいおか荘等の現地説明、これに参加しております。本日午前中1件、それと午後1件、本日二つの事業者から現地説明の申し込みがあったところで、担当職員が現場を案内しております。そういうようなことで、12の事業者が現地を見ているということでご理解いただければと思います。

それと、2回目の公募と3回目の今回の公募の違いでございます。大きくは、議員のほうからありましたように、今回は無償貸し付けを前提といたしました。ただし、修繕は借りるほうでお願いをしたいと。今回につきましては、温泉施設の再開、これも明記をさせていただいた。それと貸付期間、これを15年以内というようなことで明記をさせていただきました。さらに、開業につきましては27年、来年7月の開業で計画をしていただきたい。そういうようなことであらかじめ明記をさせていただいたものでございます。

それと、議員のほうから経済効果等の質問がございました。

最初に、経済効果というか雇用の関係をお答えいたします。

旧飯岡町時代、平成16年ですと当時正職員が8名、臨時職員が7名というようなことで当時の職員から聞いております。その他パートがいたと。この中では、臨時職員のうち1名、これだけ市外。市外の方は1名であったということでございます。合併しまして、平成22年、この時点では正職員が3名、臨時職員が27名。この臨時職員27名のうち市外の方は2名であったということで、多くの方が市内の方を雇用していたということでございます。

あと、仕入れの関係、主に食材になろうかと思います。これにつきましては、いいおか荘を閉じる前の平成22年の時点では、食材、主に魚類ということで聞いております。4者とい

うようなことで。ただ、市外の業者からの買い付けもあったということで聞いております。ただ、飲料、お酒類等につきましては飯岡の酒販組合、ここから一括して納品を受けていたと、そういうことで確認をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、介護保険について、最初に、このたびの改正により現制度にどのような影響が生じるかについてお答えいたします。

まず一つ目としまして、要支援の方が受ける予防給付の訪問介護と通所介護を、平成29年度までに市の実情に応じた地域の多様な資源を活用する新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行することになります。

二つ目は、特別養護老人ホームの新規入所の条件が、平成27年4月から要介護3以上の要介護者、または居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者になります。

三つ目は、平成27年度から、保険料につきまして低所得者の保険料の軽減割合が拡大されます。

四つ目は、利用者の自己負担割合が平成27年8月から、一定以上の所得がある方については1割から2割になります。

五つ目は、住民税非課税者の施設入所時にかかる費用のうち、食費、居住費を補助する補足給付につきまして、平成27年8月から預貯金の資産等の状況についても勘案することになります。

次に、（2）の要介護1・2の認定者の施設入所の制限についてお答えいたします。

新たに施設入所される方については、原則要介護3以上に制限することになりますが、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められた場合には、市町村の適切な関与のもと施設ごとに設置している入所判定委員会を経て、特例的に施設入所が認められます。

次に、（3）ですが、要支援1・2の認定者の支援事業についてお答えいたします。

今回の改正によりまして、市町村が行う地域支援事業に新たな介護予防・日常生活総合事業が創設され実施されます。この事業は、要支援者を対象とした予防給付のうち訪問介護と通所介護を移行して実施するとともに、NPO法人や民間企業、ボランティアなどの地域資源を活用して多様なサービスを提供していくものでございます。現在、本市では既存のサービス以外のサービス支援が不足しているため、29年4月までの2年間の猶予期間の中で、地

域の多様なサービスの充実を図りながら、事業が円滑に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(4) の医療介護総合法の財源問題と旭市の対応についての中で、低所得者の軽減の話がございましたけれども、低所得者の保険料の軽減措置としましては、国の方針は平成27年度の保険料から公費を投入し軽減割合が拡大される予定でございます。住民税非課税世帯で段階的に軽減が拡大され、今現在の1号被保険者の約27%の方が軽減される予定でございます。

保険料の軽減に関する指標は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担することになります。国の指標につきましては、消費税増税分を充てることになっておりましたが、増税を見送った後、まだ国から具体的な内容等は示されておられません。今後は国の動向に注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、3の子ども・子育て支援事業について、(1) から(4)までの4項目を回答させていただきます。

初めに、(1) 旭市の就学前の子育て支援事業の概要説明を求めることについてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度では、市町村が地域の保育需要をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定することになっています。5年を1期とするこの計画には、認定こども園や幼稚園、保育所などにおける幼児期の教育・保育の提供体制の確保のほか、子育て支援センターや一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業の提供体制など、旭市における子ども・子育て支援事業などを定めてまいります。

平成27年4月の市内教育保育の提供体制等といたしましては、具体的に4月に新制度へ参加してくる私立幼稚園等はない予定でございまして、新制度に移行せず現行制度によってこれまでどおり運営を予定している民間幼稚園の4施設のほか、新制度により2号認定または3号認定の支給認定が必要となる市内全公立・私立合わせて18の保育所があります。

なお、少し利用者サイドから触れさせていただきますが、利用者の皆様には市のホームページですとか広報あさひ、また市内の保育施設等を通じて新制度の概要や教育・保育施設の利用に当たって市に申請が必要となる支給認定証の交付手続きなどの変更点について周知を図っているところであります。

新制度における支給認定の申請は、新年度保育所の入所申し込みと一緒に、今年12月11日から同時受付を実施いたします。新制度によって利用手続きには若干の変更があるものの、旭市として幼児期の教育や保育の内容そのものはこれまでどおり継続してまいりますとともに、より質の高い保育の提供を目指してまいります。

続きまして、(2)の2015年4月実施の子ども・子育て支援制度に基づく新たな事業予定はあるのかについてでございますが、(仮称)旭市子ども・子育て支援事業計画(案)の主なポイントといたしましては、保育の確保、認定こども園の普及等のほか、地域子ども・子育て支援の強化を挙げています。地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。この13事業は国・県の交付金の対象となります。

旭市の事業計画(案)では、法定13事業のうち既に実施してきた子育て支援センター事業や妊婦健康診査、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などの7事業についてはこれまでどおり継続して実施するほか、平成27年4月からの新規事業といたしましては、利用者支援事業の実施を予定しております。これまで、市が運営する旭市子育て支援センターで子育て相談業務を行ってまいりましたが、この新規事業の利用者支援事業は事業を拡充いたしまして、保育コンシェルジュまたは保育コーディネーターなどと呼ばれている利用者支援専門職員として、市が実施するさまざまな保育施設や子ども・子育て支援事業などから、相談者のニーズに合った利用が受けられるように支援をするものでございます。

続きまして、(3)小規模保育の認定基準や人員の配置、国基準に対する旭市の対応についてでございますが、小規模保育事業の認定基準や人員の配置につきましては、議員からお話がありましたとおり、前回の9月市議会において旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例として議決をいただいたところでございます。

小規模保育事業は、定員が6人以上19人以下で、比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施する事業で、職員の資格、利用定員等によりA型、B型、C型の3種類に分かれています。この条例を制定するに当たり、旭市の基本的な考え方といたしましては、本市の実情を勘案して職員数や設備、面積などを定めた国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的には国の基準を旭市の基準といたしましたが、ご質問の小規模保育事業は低年齢の乳幼児の子どもをお預かりする施設であることから、子どもの安全性確保に努めるため、定員数が6人以上10人以下となるC型において、家庭的保育者のうち1名は保育士資格を有する者とする、市独自の基準を追加して

定めております。なお、6人以上19人以下のA型、B型につきましては、職員の配置数、保育室や園庭の面積基準は保育所と同じようになっております。

続きまして、最後になりますが、（４）新制度の財源についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度に係る財源といたしましては、子ども・子育て支援法により国庫及び県交付金により市町村に交付されることとなっております。これらの財源は、ご質問にもありましたとおり、消費税率10%への引き上げによって恒久的に確保する7,000億円が新制度に充てられることになっています。今般、消費税率10%への引き上げが延期されましたが、新制度については予定どおり平成27年4月1日施行する旨の通知が国からあったところです。しかしながら、27年度の財源につきましては現段階では示されていませんが、今後とも国の動向を見守り、平成27年4月1日からの新制度の本格施行に向けて準備に遺漏のないよう進めてまいりたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、経営形態につきましてのメリットとデメリット、どのようなものがあるかということでお答えしたいと思います。

まず、最大のものは医師、看護師等の医療スタッフの確保が図れるということ。それから、国の医療施策の動向を勘案した柔軟かつ迅速な経営判断ができるということだと思っております。特に、今医療介護総合推進法との関連でいいますと、国が進める地域完結型を目指し、県が来年度は地域医療ビジョンの策定をすることになっておりますが、このことに関しましても、例えば香取海浜医療圏の地域完結型医療を考えたときに、旭中央病院と民間病院との連携が容易になるというようなメリットがあろうかと思います。

また、デメリットという形では、どうしても移行に対する移行経費が発生すると。それから、市民にとってみると、もしかすると政策医療、不採算部門が切り捨てられるのではないかという市民の不安がある。これにつきましては、地区懇談会等でもよく丁寧に説明をしたところであります。それからもう一つは、病院職員の皆さんが公務員ではなくなるということの不安ですか。これは病院のほうに今年の2月に2回ほど行って、病院の方々と説明会、それからそういった不安がありますかということで、何人かの方が手を挙げられて、そういうものがあるということで、実際にはそういうものを払拭できる説明はしてきたんですが、やはり不安があるというようなことがありました。

このようなことがメリット、デメリットなのかなと。まだたくさんあるんですが、主だっ

たものとして説明させていただきました。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（高橋利彦） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それでは、1番目のいいおか荘についてちょっと質問させてください。

この募集要項を見ますと、選定委員会が申請者について、書類審査及び申請者からプレゼンテーションによる提案を受けるということになっているようです。それで、この選定委員会というのはどのような方々が委員になっているのかどうか。また、総合評価という形で評価する項目があるわけなんですけれども、点数制を採用しているということなんですけれども、どういった形で選定をするのか。総合評価の付け方とかそういったことについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから、要項に沿った選定委員会のご質問をいただきました。

まず、選定委員会のほうの設置につきまして、要項のほうでは設置いたしますということで記載がございます。まだ市長の決裁はとってございません。ただ、前回と同様、おおむね10名程度でお願いをしたいというふうに担当課では考えています。特にいいおか荘の問題に精通した方々、この方々にお願いをする予定で考えております。

選定に当たりましては、議員のほうからありましたように、要項に実は5項目、大きく記

載があるかと思います。一つ目は事業計画に関すること、二つ目は施設の改修計画に関すること、三つ目としましては経営上の収支計画に関すること、4点目としまして申請者の現状の経営状況に関すること、さらに五つ目としまして地域活動への貢献。この大きく分けた5項目、それと細部では19事項になっております。これらにつきまして、それぞれ点数制を設けまして、一番点数の上位の方を有力候補者として選定をしたい、そういうふうな形で担当課では今考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 選定委員ですけれども、条例を見ますとかなり役所の課長が半分ぐらい入っているというのがほかの所でも多いんですけれども、その辺は間違いないんでしょうか。

それともう1点、第2回目の公募の時には非常に経営的に問題がある方々との契約になったと私は思っているんです。その時に、選定委員の方々はこういった人たちがいて、どのような審査をしたのかというようなことについて質問いたします。指名競争入札の場合は、選定委員の方々は、経営上著しい不安定なことが予想される事業者に関しては選定しないということもあり得るよというふうになっているわけですね。ですから、これは公募ですから、もっと自由度が高いわけですから、選定する際の事業者としての能力、これについては非常に厳しくなければいけないというふうに思います。ですから、2回目の時に、担当課長だけじゃないと思うんですね、行政の課長たち、そうそうたる方々が恐らく入っていたと思うんです。ですから、一担当課の責任ということじゃなくてやはり全体の責任だということです。

旧飯岡町の方々というのは非常にいいおか荘の再開を待ち望んでいるわけですよ。ですから、それに沿ったような形での選定ができないものかということで、そういったことで、今私が言ったことで大体間違いないだろうかということをお答えください。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから選定委員会の委員の関係につきましてご質問いただきました。

今、私ども担当課のほうでは、12日の募集期日の締め切りを見まして、早急に選定委員の皆さん方をお願いしたい。その中で、特に担当課で考えておりますのは、資金繰りですか、資金計画がちゃんと見られる方。そういうような方を、ぜひ今回につきましては就任していただきたいな、そんなことで今検討しているところでございます。

さらには、特にこのいいおか荘、観光の拠点ということで観光には本当に大切な施設でございます。観光に携わる方々の代表、さらには地元の食材、これをぜひ使ってほしい、そういう願いもございます。そういうような形で、場合によっては漁業協同組合の方々、こういう方にもぜひ連携という部分で選定の中に入っていただきたいと、そういう思いは持っております。

先ほど、前回のということでございます。前回は10人のメンバーで組織させていただきました。その中には、前回は飯岡地区の区長会の会長、あるいは元の食彩の宿いいおか荘の運営委員会の会長等々入ってございました。あるいは女性の方にも入っていただきました。今回は若干ちょっと変えて、いいおか荘を本当に大事に思って、そのような方々も大事に思っているわけでありますけれども、経営に関して直にかかわりのある方々、こういう方々にお願いをしたい、そういうふうな思いで今考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 選定基準の中に地元の雇用とか入っておりますけれども、今担当課長がおっしゃったように地元の食材だとか地元の経済が潤うような、そういうような条項をこれから入れていただきたいと。あるいは、この打ち合わせの時にそういった項目を、口約束でもいいからもらっておいていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 答弁はいいですか。

太田將範議員。

○9番（太田將範） では次に、介護保険について質問させていただきます。

ちょうど今回、今年が、第5期の介護保険事業計画が来年の3月で締めになるんですけれども、その辺の実態と、今後の6次の計画を組んでいく上でどの程度のずれがあるのか、この辺をちょっと、分かる範囲で教えていただきたいということと、あと、要介護3以上の方々が特老なんかに待機されている方はどのぐらいいるのか、ちょっとご回答をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 再質問で、第5期の現状と今後の計画に反映されているかと。

あと、要介護3以上の待機者というようなご質問に対してお答えいたします。

第5期では、基本施策としまして介護予防の推進と自立支援、地域ケア体制の整備、介護

保険サービスの充実、生活基盤の整備などを進めてまいりました。

平成26年10月末の65歳以上の第1号被保険者数は1万8,229人で、高齢化率は26.8%となっております。要支援・要介護認定者数は2,676人で、認定率は14.7%となっております。第5期計画値よりも、被保険者数、認定者数とも上回っている現状でございます。介護保険サービス給付費の推計では、計画値を下回っている状況でございます。

地域包括ケア体制の整備では、地域全体で支え合う体制づくりを目指し、介護事業者、医療機関、民生委員との連携体制の強化に取り組んでまいりました。また、介護保険サービスの充実では、第5期の特別養護老人ホーム48床の整備に取り組んでまいりました。第6期は、第5期を継承しまして、地域ケア体制の整備が中心となって計画を進めていく予定でございます。

あと、特別養護老人ホームの入所希望者ですか、これにつきましては、26年7月1日現在で、要支援1から全部希望される方は今368人となっております、そのうち要介護の重度の方、ひとり暮らし等の世帯の状況を考慮いたしますと、約40人ぐらいがすぐ入所を待っている方だと感じております。これにつきましては、対応としましては、第6期の介護保険事業計画の中で施設整備を検討していきたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 医療と介護が連動しながら事業をしていかなければならないということになろうかと思えますけれども、医療のほうでは7・1看護の再検討、それから、今まで入院していた人たちをなるべく地域で見なさいよという形で、退院を迫られます。そういう方向がもう出てきております。それから、特別養護老人ホームも、施設から在宅へという形でのシフトがかなり進むというようなことが予想されております。

ですから、地域の中に要介護、要支援、非常に分かりづらい方々がこれから増えてくるというのが今の実態で、これからの実態になろうかと思えます。年寄りが増えるだけでなく、医療で面倒を見るのか介護で面倒を見るのか、境目が分からない。こういう人たちが増えてくるのではないかと。

それから、要介護1・2ということなんですけれども、この1・2の方々と要支援の方々との差というのは非常に分かりづらいらしいんですね。特に認知症だとか、そういった症状の方々にしましてはなかなか実態が分からないという、介護1になったり要支援になったりすると。状況によってまるきり変わってしまうというようなことが報告されております。

ですから、こういった形でかなりのボリュームの部分を地域包括支援という形で預かると

ということになりますと、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、29年からということで間に合うのかどうか。この辺をお聞きしたいんです。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 新しい総合事業のお話だと思いますけれども、これにつきましては来年の4月から国のほうでは実施しなさいと言っていますけれども、やはり今議員言われたように、いろいろな資源とか問題がございまして、うちのほうはそれをいろいろ考慮しながら2年先延ばしさせていただいて、その間によく包括支援体制を整えていくというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 介護保険のほうの総合事業のほうを先走ってやっているといえますか、先行事例といえますか、その中ではかなりの部分、今までかかっていた、例えばヘルパーだとかが今までやってくれていた仕事の中身が総合事業の中に組み込まれていきますと、NPOの職員の方とかボランティアの方、あと雇われている会社の人たちになっていって専門家がなくなってくると。その中で、専門的な介護だとか看護をせずに、そちらのほうで総合事業のほうに引っ張っていってしまうという事例がいっぱい出てきているようです。その上に、今度の総合事業の場合ですと介護保険から外れますので、介護認定というのが必要なくなってしまうと。特に要支援の方々はなくなってしまうということになりますよね。そうしますと、介護保険から完全に分離されてしまうという、そういう可能性があるわけです。むしろそういうことのほうが多くなるんじゃないかというふうに心配されております。

ですから、今こうしたガイドラインというのが出ているらしいんですけれども、安上りのサービスへの流し込みとか、要介護認定を受けさせない、介護サービスからの卒業あるいは退学というようなことが現実の問題として起きているそうです。先行事例としてそういうのが報告されておりますので、こういったことについては担当課としてはどのようなお考えをお持ちになっておりますでしょうか。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 新しい総合事業で、要支援の方が介護保険から外れるということではございませんので、要支援はやはり要支援の認定を介護保険でいたしますので、そ

の分、十分ご理解いただきたいと思います。

先行事例があって、窓口とかでそういうサービスから外れると。あと、専門的な介護者がいないとかいう、そういう問題はございますけれども、まず認定におきましては市の窓口で包括支援センターなり、私どもの高齢者福祉課で受け付けいたします。その際にはそういう、介護保険ではございませんとか、認定されませんのであなたは違うサービスですと、そういうことはございませんので。あと、あくまで要支援者と非該当者についても、私どもで包括支援センターの職員がケアマネジメントをしますので、そういう締め出したようなサービスとか、そういうことは一切ございません。今後も今までどおりのサービスをしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。

とにかく要望ですけれども、非常に制度設計が複雑になってきているのと、難しくなっているということと、分かりづらくなっているということがありますので、それにつきましては市民の皆さんへの説明責任といえますか、そういったものを果たしながら事業を進めていっていただきたいと思っています。

では次に、3番目の問題について質問いたします。

就学前の子育て支援ということではかなり細かくご説明をいただきまして、ありがとうございました。大体旭市の場合、今までどおりの子育て支援、これが受けられるということは、きょう一般質問させていただきまして確認できましたので、その辺はお礼申し上げたいと思います。

心配されることですが、財源がどうなるかと、やはりそのところだと思うんです。ですから、その辺につきましても議会も協力する中で、やはりきちっと財源を保障してもらうように請求していくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、旭中央病院の経営形態についてですけれども、先ほど担当課長からお話がありましたけれども、しなければならない必要性といえますか必然性というのが、病院当局との議論の中でも企画政策課の中でもちょっと分からないというのが実態ですね。なぜ移行しなければならないのか。

地方独立行政法人という組織が注目されたのは、やはり自治体病院が漫然とした経営をやっていたと。4分の3ぐらいが赤字を抱えていると。その中で、総務省がこれじゃちょっと

まずいよということで、民間型の経営形態を入れろと。病床をセットにすれば、例えばまだ赤字で資金ショートしそうな自治体病院が、要するに5年間とか7年間という形の起債を起こすことができ、そのおかげでいろいろな計画を5年間なりで作って再生しろというのが、これが独立行政法人を作った大きな原因なんですよ。

ですから、課長と話していても必要性とかそういったものが全然分からない、必然性とか分からないから話がすれ違ってしまいうんですよ、僕らの感覚とね。意味分かりますでしょうか。ですから、そういった意味でのきちっとした、医者の問題でも病院のほうでも非常に頑張っているわけですから、組織形態をいじる必要は全くないというのが私どもの、市民の方々の感じなんですよ。

もう一つ申し上げたいのは、私どもは去年、選挙の折にアンケート調査を行いまして、病院の項目を1本入れました。その時にどういうことができたかということ、ちょうどそころは地区懇談会を皆さん方がやった時期なんですね。その時のアンケートを見ますと、200通ぐらい返ってきまして、3分の2の方々が「地方独立行政法人って何」という、クエスチョンマークなんです。4分の1ぐらいの人が反対。賛成したのは8%。ですから、課長がこの間行って、皆さん賛成していますよというのは、私どもがとったアンケートの中では出てこないんですよ。出てこないということと同時に、課長は約束されましたよね、いろいろ意見を聞く機会を持ちますよと。それはこれからやるのでしょうか、やらないのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） これから独法を進める中で、12月1日の全協でもお話ししたんですが、一つ一つクリアしていかなければならないと思っています。その進捗状況を踏まえた中で、市民にも説明していかなければならないと思っております。

それからもう1点、議員おっしゃった病院のほうの関係ということの中身。ちょっと私、痛切に感じたんですが、11月30日に地域医療シンポジウムがありました。飯岡のユートピアセンターです。この席の最後の病院長、田中先生のお話の中に、病院というのは適正な医師の数というのが、私どもも今まで全然知らなくて、100床当たり35人という話を聞きました。これは病院にとってみると350人という形。そこに関係者がいろいろいて、ですから今240ですか。こういうのもすごく、今議員は私もよく知らないということで、確かに知らないんですが、そういうこともこれから知っておいて、やはり足りない中で病院の医者、それから医療スタッフが頑張っている。その経営形態云々よりも中身がそういうこともあるのか

なと痛切に感じました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 医者数が足りるか足りないかというのは、もう一つは、10万人当たりの医者数ですよ。旭市は確かに単独の市としたら抜群の人数がいるわけですよ。中央病院にいらっしやいますから。ところが、周辺部分になってしまいますと大体百五、六十人ぐらいじゃないかと思います。10万人当たりね。

それで、ここの病院がたくさん持っているから比較的數字がよく見えるんだけど、中央病院以外に行ってしまいますとほとんど無医村に近いんですよ。そこで今、銚子市があの状態です。東金市は県立病院をなくしました。それから、匝瑳市は医師が半減しています。それから、多古町はもう診療の稼働率、ベッドの稼働率が半分近くになっています。佐原の病院も県は撤退すると、こういう計画になっておりまして、こういった計画と医療総合計画の中で地域の二次医療圏の医療をどうするかということが、県は今度義務付けられるわけですね。かなりいろいろな状況が出てくると思いますので、経営形態はそんなに早急にいじらないほうが僕はいいんじゃないかと思います。担当課長のちょっと意見も求めたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、いい状況の経営形態でいる中で経営形態をいじらないで病院に任せておけばいいというような話を、太田議員の発言がありましたけれども、我々にとっては病院からの要望がかなり多いものがあります。大きいものがあります。そういった中で検討委員会を立ち上げて、このいい時期に、体力のある時期に独立行政法人化へ移行したらいいのかなと、そんなような検討委員会の結果でありますし、私ども執行部のほうもそういった考えで進めていきたいという方向性を示したわけでありますので、病院に任せておけばいいというような部分では少し違うような気がしますし、病院側の独法の方向でやっていきたいというような希望もかなりあったわけでありますので、病院のほうの考えも聞いていただければと、そのように思います。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 話がかみ合っていないんですけれども、全部病院に任せなさいということとは私は言っていないんですよ。むしろ逆に、執行部がこういう医療計画を県と一緒に作っ

ていくよという、そういうスタンスが私は感じられないんですよ。それはもう具体的に医療と介護の総合法案が通ってしまいましたので、早急に作っていかなければいけないと。県との整合性を持たせなければいけないということも出てくるんだろうと思うんですね。

ですから、それほど急いでやらずに、むしろそういった点でのすり合わせをきちっとした上で組織問題を考えていく必要があるのではないかと私は思います。ですから、そういうことですので、病院に全て任せなさいということではないということで、むしろ執行部のほうがそういう医療の計画を県と一緒に作っていくと。病院も含めますけれども、そういった姿勢がやはり必要なのではないのかなというふうに私は考えます。

もう1点は、やはり市民が知らされていないということですね。これにつきましては、やはり早急に手を打ってもらいたい、このように思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（高橋利彦） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時13分